

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 VII

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

教育厚生委員会審査当日配布資料

2018年(平成30年)3月6日 火曜日

長崎市議会議長
野口 達也 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 電 話
携帯電話



(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

教育厚生委員会審査当日配布資料

目 録

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 VII
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)
教育厚生委員会審査当日配布資料について』
2018年(平成30年)3月6日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合と長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設及び外周道路拡幅建設と養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用に係る経過 [養生所(病院及び医学所)-精得館(病院及び医学所及び分析究理所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の発展及び梅毒病院とその後の推移-佐古尋常高等小学校とその後の推移の遺跡] (改訂1版)』
2017年(平成29年)6月11日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版:2018年(平成30年)3月6日 火曜日
3. 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ
(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)
教育厚生委員会審査当日配布資料』
2017年(平成29年)6月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- (1) 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ
(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)
教育厚生委員会審査当日配布資料 目 録』
- (2) 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ
(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)
教育厚生委員会審査当日配布資料について』
- (3) 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況の適合状況の比較について』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- (4) 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表 数値置換計算表(小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部より)』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
- (5) 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表(小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部より)』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『「日本遺産(Japan Heritage)」について』 ー文化庁のhomepageよりー
2018年(平成30年)3月6日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 以上

教育厚生委員会審査当日配布資料について

2018年(平成30年)3月6日 火曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 二つの公益である、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用の取扱い及び長崎市仁田佐古小学校の建設と運営と旧長崎市立佐古小学校地外周道路拡幅建設工事の計画と経過について

(1) 長崎市制の運営上の観点より気付いた事

長崎市長の「長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合について(伺)」の決済がなされる(平成27年5月15日(金)付)以前に、平成27年第1回長崎市議会 定例会(2月20日～3月13日)・第84号議案 平成27年度長崎市一般会計予算にて、教育厚生委員会の審議を経て、長崎市議会にて、長崎市教育委員会教育総務部施設課の所管による当該新設統合校である長崎市立仁田佐古小学校への、最初の学校建設費/小学校整備事業費(仁田・佐古地区小学校統合又は仁田佐古小校舎等建設):仁田・佐古地区小学校統合 24,300千円(平成27年度は、新設校の基本実施計画を実施する。(基本・実施設計))が議決されています。

通常は、長崎市長の決済を経て、学校建設が始動する手順が、一般的なのではないでしょうか。 なぜか、手続きの順序が逆転しています。

(2) 当該遺跡の保存と活用の取扱いと当該小学校の建設と運営と当該地外周道路拡幅建設の計画/実施の経過について

① 2010年(平成22年)2月～10月 長崎市が、地元自治会及びPTA関係者に佐古小学校・仁田小学校の統合の検討の必要性を説明し、平成26年3月13日「第1回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」を開催し、平成26年11月13日(木)「第4回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」で、長崎市立仁田佐古小学校の用地が旧長崎市立佐古小学校敷地に決定され、平成27年1月27日『佐古小学校・仁田小学校統廃合計画 一次報告書』(佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会:「2 新設校の用地について 新設校の用地については、佐古小学校跡地とする。」)が長崎市に提出され、平成27年第1回長崎市議会 定例会(2月20日～3月13日)・第84号議案 平成27年度長崎市一般会計予算にて、当該長崎市立仁田佐古小学校への、最初の学校建設費/小学校整備事業費:仁田・佐古地区小学校統合 24,300千円(基本・実施設計)が議決されたとき(2015年(平成27年)3月13日)、まだ、『埋蔵文化財事前審査願』(教施号外:長崎市教育委員会(長崎市教育委員会教育総務部施設課)より長崎市教育委員会(経済局文化観光課文化財課)宛)は発出(平成27年3月23日)されていません。

② ■平成27年5月15日(金)付 市長決裁「長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合について(伺)」(「1 統合形態 佐古小学校と仁田小学校を廃止し、仁田佐古小学校を設置する。(新設統合) 2 統合時期 平成28年4月1日 3 統合理由 仁田小学校及び佐古小学校においては児童数の減少により小規模化しており、距離が約300mと近接していることに加え、両校の校舎が老朽化しているため。 4 新設校設置場所 現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設するが、新校舎が整備されるまでの措置として仁田小学校を仮校舎として活用する。」)は、

★平成27年3月23日『埋蔵文化財事前審査願』(教施号外:長崎市教育委員会(長崎市教育委員会教育総務部施設課、長崎市教育委員会(経済局文化観光課文化財課)宛:下記所在地におきまして、開発行為を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認をお願いします。記 所在地:長崎市西小島1丁目1101番地、面積1561㎡、地目:宅地、開発用途(目的):新校舎建設のため、開発予定(年月日):平成29年4月1日～平成31年3月31日、連絡先:教育委員会095-829-1192(直通)、添付図面:1.位置図(現況図)2.建造物配置図)が発出され、★平成27年4月1日～9日 養生所(病院)敷地を試掘調査(長崎市文化財課)し、★2015年(平成27年)4月15日『遺跡発見の通知について』(長崎市文化財課、長崎県教育委員会教育長宛、(文化財保護法 第九十七条一項))を発出し、★2015年(平成27年)4月23日『遺跡の発見について(通知)』(県教育庁学芸文化課、長崎市教育委員会教育長宛、新規遺跡「小島養生所跡」として登録)を発出した後、

★2015年(平成27年)5月18日『埋蔵文化財包蔵地カードの提出について』(長崎市文化財課、長崎県教育長宛、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)～小島病院の敷地について「埋蔵文化財包蔵地」と決定、長崎県遺跡地図に登載:長崎県教育委員会、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)～小島病院の敷地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となる、(文化財保護法 第九十三条に規定))が発出され、即ち、養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲のうち、部分的とはいえ、初めて、文化財保護法上の最初の初歩的な保護の措置が執られる以前に、行われました。

③ (1)及び(2)-①②以降、長崎市長と長崎市と長崎市議会は、長崎市の当該遺跡の発掘調査の進展とその又他の調査の結果と成果の形成を待たず、私達を含めた長崎市民の指摘と提案と願いと、長崎市及び長崎県外の学術団体の当該「記念物」や「埋蔵文化財」に対する学術的見解や発言や要望や提案を顧みず、なぜか、長崎の他の一市民と同格の一法人格である長崎大学等の当該「記念物」や「埋蔵文化財」に対する学術的見解を示すことのない意思表示を選択的に「意見を聴く」としつつ、当該遺跡の破壊を伴う当該学校建設と当該地外周道路拡幅建設の計画と実施を推進し、一方では、文化財保護法上の当該「記念物」の歴史上価値や学術上価値を明確にすることなく、「埋蔵文化財」の実態や性格を明確にすることなく、“個別の遺跡の評価”の確立を形成することなく、従って、当該「記念物」の歴史上価値や学術上価値や「埋蔵文化財」の実態や性格や“個別の遺跡の評価”について、世界と日本と長崎の人々に共通認識を形成することなく、当該「記念物」に包含されている一部である「埋蔵文化財」の取扱いの規定によって、全体である当該「記念物」を、又、自分たち一世代の五年間程の当該小学校及び外周道路等計画策定を根拠に、凡そ五世代に亘って地上に構成され目に見えて存在する遺跡であり続けてきた、そして、あり続けている当該「記念物」を、5年と3年の間、自身が積み重ねた“意図的措置”によって、破壊しようとしています。

2. 『小学校施設整備指針〔平成28年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部〕』の記載事項と長崎市立仁田佐古小学校の用地選定と校舎等施設建設計画について

当該『小学校施設整備指針』の記載事項のうち、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況について両者に差異があると推察できる事項について、その状況を確認しながら、当該『小学校施設整備指針』の記載事項、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況、旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況、の三者を一覧表にまとめ、当該両校地の状況について当該『小学校施設整備指針』の記載事項への適合状況を比較しました。

その結果、私達は、当該『小学校施設整備指針』の記述に鑑みて、旧長崎市立佐古小学校地は、利点よりも欠点が多く大きな欠点があると言え、一方、旧長崎市立仁田小学校地は、利点が多く、決定的な欠点が少ないとも言えることが理解できました。

ここに、私達は、旧長崎市立仁田小学校地と旧長崎市立佐古小学校地の両校地の比較上、はっきりと、旧長崎市立仁田小学校地が、旧長崎市立佐古小学校地より、小学校施設整備に適しているとのことが理解できました。

私達は、旧長崎市立仁田小学校地と旧長崎市立佐古小学校地の比較における、長崎市立仁田佐古小学校用地の旧長崎市立佐古小学校地への選択と決定は、『小学校施設整備指針』に、方向性として反していると理解します。

3. 「日本遺産(Japan Heritage)」について

私達は、「日本遺産」を、様々な当該遺跡を含む文化財群に相応しいと認識します。

まとめ

私達は、当該遺跡の保存と活用の取扱いが、当該小学校の建設と運営と当該地外周道路拡幅建設の計画/実施の進捗に対して、“路傍の石”の如く傍らに蹴飛ばされる如く扱われている、と感じています。

私達は、この二つの公益は、始動時期、検討期間その他、対等に扱われ、検討され、調整されるべきだ、と考えます。

私達は、この二つの公益について、互いにその実態と機能を相互に破壊しあう同じ土地における“併存”ではなく、元来の遺跡の地又近隣のうち小学校建設の最適地のそれぞれの地における、“個別の完全な存在”として、且つ、歴史と、風土と、生活と、学童教育と、学童生活の支援者と家族と、遺跡への訪問者と、相互に共鳴する存在であってほしいと考えます。

私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と保護と整備と公開と活用及び小学校施設整備への適性の観点の双方の観点から、長崎市立仁田佐古小学校の運営と建設について、これを直ちに旧長崎市立仁田小学校地に変更して行い、遺跡である旧長崎市立佐古小学校地を削減して即ち遺跡を破壊して行う同校地外周道路拡幅工事を速やかに廃止し、養生所/(長崎)医学校等遺跡である旧長崎市立佐古小学校地一帯で、遺跡の一部分でも損壊/滅失することのない養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と保護と整備と公開と活用を実現することを要望します。 以上

長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合と 長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設及び外周道路拡幅建設と 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用に係る経過

[養生所(病院及び医学所)-精徳館(病院及び医学所及び分析研究所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の発展及び梅毒病院とその後の推移-佐古尋常高等小学校とその後の推移の遺跡]

改訂1版:2018年(平成30年)3月6日 火曜日

2017年(平成29年)6月11日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

□2010年(平成22年)2月～10月 地元自治会及びPTA関係者に佐古小学校・仁田小学校の統合の検討の必要性を説明(長崎市)✓

(両校の児童数の減少、小規模化、300mと近接している、施設の老朽化を理由とする)

長崎市立佐古小学校所在地:長崎市西小島1丁目7番1号

長崎市立仁田小学校所在地:西小島2丁目6番15号

☒2011年(平成23年)8月19日「平成23年度 第1回 長崎市立小中学校適正配置検討会議」開催(長崎市一教育委員会主催)

(「佐古小学校・仁田小学校の統合について」第一案:佐古小に新設校を設置する案及び第二案:仁田小に新設校を設置する案を提示し「庁内関係部局への周知及び意見を伺った。」)

○主な内容

...

・平成14年頃、仁田小校舎とグラウンドとの間の市道を拡幅してほしいとの要望があったが、地権者の反対でストップしたことがある。バスを通してほしいとの声もあった。敷地の使い勝手から言えば佐古の方だろう。(本田土木部長)

・佐古小に新設校を設置する方がいい。仁田小跡地は、道路拡幅のための移転交渉の代替地や公共用地としても使える。(御所建築部長)

...

○結果

・今後、地元へは、2つの案を提示したうえで、市としては佐古小に統合新設校を設置する案をもって地元との協議に臨むことで委員の了解を得た。

○今後の検討課題

・統合校が、仁田小に建設できない理由の整理。

・バス通学の検討(現状4キロ以上の縛りあり)。

□平成23年11月18日「第1回佐古小学校・仁田小学校合同説明会」✓

□平成24年2月28・29日「佐古小学校・仁田小学校保護者説明会」✓

(統合の是非や課題について意見聴取の為の保護者アンケートの実施が了解された。)

□平成24年4月20・23日「佐古小学校・仁田小学校保護者アンケート結果報告」✓

(「統合について賛成またはどちらかと言えば賛成が約77%」)✓

□平成24年7月3・13日「佐古小学校・仁田小学校保護者と意見交換会」✓

□平成24年9月28日「佐古小学校育友会と意見交換会」✓

□平成24年10月18日「仁田南部連合自治会でアンケート結果報告」✓

□平成24年12月5日「仁田小学校保護者と意見交換会」✓

□平成25年6月23日「第2回佐古小学校・仁田小学校合同説明会」開催✓

□平成25年8月27日「第1回佐古小学校・仁田小学校統廃合地域懇話会」

□平成25年11月28日「第2回佐古小学校・仁田小学校統廃合地域懇話会」

□平成26年3月13日「第1回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

(質疑応答:(出席者)「資料10ページの図面、佐古小学校、仁田小学校、大浦中学校、小島小学校とこの図面からみると細長くて、相当の距離を星取から佐古まで徒歩で歩いて帰るのか。これを見ると校区の変更とかの考えはないのか。愛宕小学校は特に広いが校区の見直しはないのか。」…(三井部長)原則は2つの学校の佐古小と仁田小を統合して、新設の学校にしていく。…(出席者)協議会の前にでていた話で、大浦中学校の方に全部移したらどうかということが出ていたが、その場合新設統合になるのか吸収統合になるのか。…(出席者)「星取を代表してきているが、ただいえることは星取地区で昨年9月に集団下校で馬場先生と一緒に上って歩いたが、9月の炎天下で歩くだけが精いっぱい子供の手を握れるような状態ではなかったという経験を初めてした。12名星取まで歩いて行ったが小1が入って半年ぐらいの子が顔を真っ赤にして途中休憩しながら登っていった。…ここは急激な坂が部分的にある。…特にまだ体ができていない小学校の低学年はこの子達にとって非常につらいところがあるのは事実だ。…(三井部長)最短で申しますと、学校の位置を早く決めていただいてあと校名等あります。…26年度中には早く方向性を決めていただいて、新学校の校名等を決めていただいて、条例を改正させていただいて…次回素案みたいなものを示させていただきたいと考えている。」(×))

□平成26年5月8日「第2回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

(協議内容:(出席者)「学校統廃合に対して夢を語る必要がある。計画の進行を急いでいるが、急がなければならない理由があるのか。タイムスケジュールで急いでやらんといかんような雰囲気を感じられるが、なぜ急ぐ必要があるのか。」…(出席者)赤十字社(博愛社)と医学伝習所((長崎)医学校)に言及。(出席者)「…メモリアル施設の建設など具体的に出てくると思うが、あくまでも、この場では、子どもたちの教育環境の改善と特に老朽化して危険があるので、…新しい学校のあり方については方向性がでたあとに、佐古小学校を新設校にするという場合はそういう歴史的な重要なものも取り入れながら建設を検討していただきたいということでもっていくのがいいと思うが。」(上野部長)「…道路が狭隘だということは認識しているので、それについてはまちづくりの方とも場所がきまれば、それを中心とした通学路を広げていこうかと交渉もできるが、今何も決まっていない状況ではなかなか先に進めないと思っている。…学校の統一的な考え方として、IS値が0.3以下のところは緊急的に耐震化を行っているが、耐震化をしても延命はできない。老朽化は変わらない。0.3未満の場合は震度6の地震があれば危ないので緊急的に耐震化をしているが、仁田も0.55くらいで、0.6をクリアしていないので、我々としては早急に方向性を固めてほしいと考えている。」(出席者)「…周りの道路がそのまま、なにも改善されていない。そういう案を無理やり通すのなら我々検討委員会のメンバーはいらなかった。」(出席者)「…学校をどっぴかに作るだけでは、…特にこの佐古・仁田地区は平地ではないから、だんだん若い者は他のところに行ってしまう、残ったのは超高齢地域といってもいい。…空き屋もあるし…学校だけじゃだめだ」というのは、皆さんもそう思う、だから道路の都市計画道路はどういう風にするかという話もされている、それがほんとに可能なのかと、学校がきまったあと道路はどうしてもできませんということでは、だめではないか。だから道路はこういう風にするか、跡地の方は住宅にするよう話を進めているなどそういうものが、全然見えないということだが…こういう風なプランをもって進めたらどうかと、専門家の意見を聞いたらこうなっているものが欲しい。」(出席者)「道路は心配しなくていい。仁田小なら道路は必要ない。確かに、

今の現在の教育委員会の案では希望がない。やはり希望があって、こうだというのを平行してやるべきだと思っている。私は3代仁田小学校なのでゆずれない。どうしてかという、仁田小は児童数が多い、交通面が非常に良いということ、救急車とか消防車と入る。道路は仁田小学校場合は周りにあるから問題ない。星取、八景町の生徒が佐古小学校にいくとより遠くなるというデメリットがある。佐古小は養成所という歴史がある。また、日赤の歴史もある。だから、この歴史を生かして、唐人屋敷と隣同志ですから、一体化して観光資源とすればなおさらいいのではないか。観光資源の一つとなるし、長崎大学いって整備すればなおさらいいと思う。保育所、ふれあいセンターも隣接地にあり地域のふれあいが多い。校区の住民が佐古地区の住民の数より多い。それだけ児童も地域の人たちも影響が大きいので、仁田小の方を主張する。」(出席者)「学校をどちらかに決めないと付帯事項は決められない。道路を拡張するにも決められない。付帯事項もこの中で要求して、その付帯事項を条件に建てるということです。ただ、学校を建てるんだったら、道路整備はこれをしてくださいと。空地になったらどうしてと。その要求を呑んで始めて学校が建てられる。それがなくて、学校がどっちに建てるかわからないうちに、環境を先に作れといっても環境を整備していないところに学校を建てたという形になるので、まず学校を仁田に建てるのか佐古に建てるのか、それを決めてもらって、それに私たちが付帯事項を付ければいいじゃないか。道路拡張や跡地の活用や歴史のある佐古だったら、記念館を作ってくださいと、よその地域では要求していないのじゃないか。そういう条件を付けた中で、学校の新設を進めてもらいたい。どちらかに決まれば条件をいろいろだします。道路とか空地とか、確定して初めて学校がたえられる。どちらかに決まらないと整備できないと思っている。」(出席者)「…前回、仁田と佐古がサッカーの練習を仁田小の運動場で行っていたとき、保護者が離れていてとても危険だというご意見があったが、保護者にきいたら、今は人数は多い方ではないので、指導者や保護者の方の目が十分行き届いていて、危ないことはないということだ。」(出席者)「…ぜひ、大浦中にみんな行くような統廃合であってほしいと思っている。」…(安田課長)「…佐古小学校の敷地に建てるのか仁田小学校の敷地に建てるのか…その1案というのが今回ださせていただいた案だ。仁田小学校のグラウンドに校舎が建てられないのかという話がありましたが…確実に調査したわけではないが…そういった制限の中で難しいということで、今回の案をださせていただいている。」…(配置検討案は回収)

(×)

□平成26年9月22日(月)「第3回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」
(仁田小敷地での建替え四案、佐古小敷地での建替え一案の図面の提示。(出席者)仁田小敷地で現運動場を多層化する案の提案あり。)

(質疑事項:…(上野部長)「仁田も佐古も古く、窓もあかないと聞いている。仁田はまだ耐震化もしていない。佐古は0.3未満で0.3未満の学校は全部耐震化した。0.3以上の学校は様子を見ようと残っているが、2つの学校は古いので、早くしたいのでできればこのスケジュールで押してゆきたい。」…)

■平成26年11月13日(木)「第4回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」
(仁田小敷地で現運動場を多層化する建替え二案の図面の追加提示。検討。その後、大半を道路のために協議。「学校の建設用地を佐古小学校の方」に結論する。)
(質疑事項:…(安田課長)「当初予算という形で2月議会を受けて、執行が4月からになるので今の時点で決めて、2月に決定し4月からの執行となる。」(出席者)「というスケジュールになっているので、今日は決定は難しいかもしれませんが、そろそろ結論をださな

い子供たちの環境が1年1年と耐震ができていない校舎に通わせることとなるので…今日結論は無理か。…ゆれ動くと思うが。」…(安田課長)「…できれば佐古への建設について条件付きでもいいので賛成いただければありがたい。」…(出席者)「皆さんから十分、意見も出つくしたようなので、皆さんのご意見を集約すると、建設地としてはやはり佐古小学校の方がいいものができるのではないかと、みなさんのご意見ではないかということを感じとれると思うが、そこで今日結論を出して教育委員会で計画を具体的に進めてくれというところまでの方向性はみなさんどうでしょうか。」(出席者)「それでいい。佐古小学校なら付帯事項がある中での賛成としていただきたい。」(出席者)「敷地としては、佐古小学校でいいんじゃないかというご意見だが、それに対してどういう回答を頂けるかという…方向性を出していただければと、そういう結論でよろしいか。…ある程度方向性を見出さないと1年1年遅れると思うので。そういう方向でいいか。」(各委員)「はい(了承)」(出席者)「本協議会で学校の建設用地を佐古小学校の方ということで市教委の方に結論として出したいと思う。よろしく願いいたします。」…(出席者)「保護者への説明はどうしたらいいか。」(出席者)「以前夏ごろ協議事項の議事なり経過を出したと思う。」(河浪主幹)「第2回まで報告を出しているのもそれ以降の分も各世帯の報告として回覧で出したい。」(〆)

□平成27年1月7日「第5回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」
(「学校の建設用地を佐古小学校の方」に結論したので、校名の選定等に議論が移る。)

□平成27年1月27日(金)「第6回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

■平成27年1月27日『佐古小学校・仁田小学校統廃合計画 一次報告書』佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会

(「2 新設校の用地について 新設校の用地については・・佐古小学校跡地とする。」)

❖平成27年第1回長崎市議会 定例会(2月20日～3月13日)

・第84号議案 平成27年度長崎市一般会計予算

[上程2.30 所管の各常任委員会 議決3.13 原案可決]

〈平成27年2月市議会 教育厚生委員会資料一 予算説明書〉

・10款教育費 1項教育総務費 2事務局費 1,092,451千円

3事務局費 33,415千円

2小中学校適正配置推進費 170千円

1 概要

少子化の影響による児童生徒数の減少及び市町村合併による市域の拡大等により、平成22年2月に策定した「第二次長崎市立小中学校適正配置計画」に基づき、学校の小規模化と校舎の老朽化が重なる学校について、子供たちにより良い教育環境を提供することを最優先に、優先度の高いものから順次、学校の適正規模校化・適正配置を図る。

2 事業内容及び事業費内訳

平成27年度は、適正配置の検討地区において、適正配置計画の地元説明会及び地元検討協議会等を開催し、保護者や地域住民と協議しながら、学校の適正規模校化・適正配置について検討を行う。

…

3 財源内訳

…

4 適正配置の進捗状況

...

(2) 仁田・佐古地区

佐古小学校と仁田小学校は小規模化しており、距離が約300mと近接していることに加え、両校とも校舎が老朽化していることから、地域懇話会を設置し統廃合に向けて話し合いを進め、2校の統合については地域や保護者の方々の合意が得られたところである。

現在、「佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」を設置し、統廃合に向けた具体的な協議を行っている。

...

- ・10款教育費 2項 小学校費 4 学校建設費 1、303、200千円
- 3【単独】小学校整備事業費 335、700千円
- 1 仁田・佐古地区小学校統合 24、300千円

...

[所管課:施設課、付託委員会:教育厚生委員会]

1 概要

佐古小学校及び仁田小学校においては小規模化しており、また学校間の距離が約300mと近接していることに加え、両校とも校舎が老朽化していることから2校の統廃合に向けて、「佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」において具体的な協議を行ってきた。

新設校の建設場所については、児童の安全確保のため通学路の整備を条件に佐古小学校で合意に至ったことから、新校舎の建設に向けて基本・実施設計を行う。

2 事業内容及び事業費内訳

平成27年度は、新設校の基本実施計画を実施する。

...

3 スケジュール(予定)

平成27年度～28年度 基本実施設計

平成28年度 佐古小学校解体(仁田小学校を仮校舎として新設統合)

平成29年度～ 新設校建設着手(佐古小跡地)

...(〆)

□平成27年3月23日 「第7回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

★平成27年3月23日 『埋蔵文化財事前審査願』教施号外

長崎市教育委員会(長崎市教育委員会教育総務部施設課)、

長崎市教育委員会(経済局文化観光課文化財課)宛

(下記所在地におきまして、開発行為を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認をお願いします。記 所在地:長崎市西小島1丁目1101番地、面積1561㎡、地目:宅地、開発用途(目的):新校舎建設のため、開発予定(年月日):平成29年4月1日～平成31年3月31日、連絡先:教育委員会095-829-1192(直通)、添付図面:1. 位置図(現況図)2. 建造物配置図)

★平成27年4月1日～9日 養生所(病院)敷地を試掘調査(長崎市文化財課)

(※長崎市文化財課の部局名は、長崎市経済局文化観光部文化財課)

★2015年(平成27年)4月15日『遺跡発見の通知について』(長崎市文化財課)

(長崎県教育委員会教育長宛、(文化財保護法 第九十七条一項))

★2015年(平成27年)4月22日『埋蔵文化財発見の通知について』(長崎市文化財課)

★2015年(平成27年)4月23日『遺跡の発見について(通知)』(県教育庁学芸文化課)
(長崎市教育委員会教育長宛、新規遺跡「小島養生所跡」として登録)

□平成27年5月1日(金)「第8回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

■平成27年5月15日(金)付 市長決裁

「長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合について(伺)」

(「1 統合形態 佐古小学校と仁田小学校を廃止し、仁田佐古小学校を設置する。(新設統合) 2 統合時期 平成28年4月1日 3 統合理由 仁田小学校及び佐古小学校においては児童数の減少により小規模化しており、距離が約300mと近接していることに加え、両校の校舎が老朽化しているため。 4 新設校設置場所 現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設するが、新校舎が整備されるまでの措置として仁田小学校を仮校舎として活用する。」)

★2015年(平成27年)5月18日『埋蔵文化財包蔵地カードの提出について』

(長崎市文化財課、長崎県教育長宛、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)～小島病院の敷地について「埋蔵文化財包蔵地」と決定)

長崎県遺跡地図に登載

(長崎県教育委員会、養生所/(長崎)医学校遺跡のうち養生所(病院)～小島病院の敷地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となる、(文化財保護法 第九十三条に規定))

□平成27年6月17日(水)「第9回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

❖平成27年第3回長崎市議会 定例会(6月19日(開会)～7月8日(閉会))

・第112号議案 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

[上程6.19 教育厚生委員会 議決7.8 修正可決 なお、教育厚生委員会にて附帯決議を可決]

長崎市立小学校条例(昭和39年長崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表長崎市立佐古小学校の項、長崎市立仁田小学校の項及び長崎市立出津小学校の項を削り、同表に次のように加える。

[長崎市立仁田佐古小学校:長崎市立西小島2丁目6番15号]

附則 この条例は、平成28年4月1日から施工する。

平成27年6月19日提出 長崎市長 田上富久

理由 次の理由により、この条例を提出する。

1 児童数の減少、校舎の老朽化等を総合的に勘案し、佐古小学校及び仁田小学校を統合するのに伴い、両校を廃止したいのと、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めたい。

2 児童数が減少していること等を勘案し、出津小学校を黒崎東小学校に統合するのに伴い、出津小学校を廃止したい。(×)

<平成27年度6月市議会 教育厚生委員会資料 第112号議案>

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

佐古小学校及び仁田小学校においては小規模化しており、また学校間の距離が約300mと近接していることに加え、両校とも校舎が老朽化していることから、両校を廃止のうえ新設統合し、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めることと、児童数の減少等により出津小学校を黒崎小学校へ統合し、出津小学校を廃止したいため。

...

…(×)

◇(教育厚生委員会において新設校の校名を審議、議決に至らず。)

平成27年7月8月修正可決

議案の“別表…”を“別表長崎市立出津小学校の項を削る。”と修正。

・第124号議案 平成27年度長崎市一般会計補正予算(第2号)

[上程6.19 所管の各常任委員会 議決7.8 修正可決]

〈平成27年度6月市議会 教育厚生委員会資料一予算説明書〉

・10款教育費 2項 小学校費 4 学校建設費 補正額 7、800千円

1 【単独】小学校整備事業費

1 仁田・佐古地区小学校統合 7、800千円

[所管課:施設課、付託委員会:教育厚生委員会]

当初予算額 24、300千円、補正額 7、800千円、補正後の額 32、100千円

1 概要

佐古小学校及び仁田小学校の統合による新設校建設予定地が、日本最初の西洋式近代病院として知られる小島養生所跡地等であることから、埋蔵文化財の存否を確認するための発掘調査を行う。

2 事業内容

平成27年4月に試掘調査を実施したところ、遺物等(ガラス片・陶器等)が出土した。このため、試掘調査結果に基づく本調査を実施するとともに、小学校敷地内の必要箇所において追加の試掘調査を実施し、埋蔵文化財の取扱いの検討に資する。

(1)実施期間 平成27年度(実働36日、調査期間約2か月:主に夏季休業期間中)

(2)実施場所・面積 長崎市西小島1丁目7番1号 佐古小学校敷地

本調査…320㎡(講堂前を2区に分けて調査)

(Ⅰ区—8m×16m=128㎡、Ⅱ区—12m×16m=192㎡)

試掘調査…6㎡(1m×2mを3か所) 合計 326㎡

…(×)

〈平成27年度6月市議会 教育厚生委員会資料一陳情第3号〉

『仁田小学校・佐古小学校統合に伴う新設校名の撤廃を求める陳情』

…(×)

△平成27年6月24日「仁田佐古小統合と埋蔵文化財に関する報告」(市文化財課)

(於日本赤十字社長崎原爆病院相川忠臣先生他、

試掘調査で遺物包含層を確認、養生所基礎は未検出)

□平成27年7月10日(金)「第10回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

□平成27年7月16日(金)「第11回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

□平成27年7月27日28日「佐古小学校・仁田小学校統廃合にかかる保護者等説明」を実施(佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会)

□平成27年8月7日「佐古小学校・仁田小学校統廃合にかかる佐古小学校育友会説明」を実施(佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会)

□平成27年8月12日「佐古小学校・仁田小学校統廃合にかかる佐古地区住民説明会」を実施(佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会)

★平成27年8月17日平成27年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地西部体育館前庭)開始(長崎市文化財課)

□平成27年8月26日(金)「第12回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

❖平成27年第4回長崎市議会 定例会(9月1日(開会)～9月18日(閉会))

・第144号議案 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

[上程9.1 教育厚生委員会 議決9.18 原案可決]

長崎市立小学校条例(昭和39年長崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表長崎市立佐古小学校の項、長崎市立仁田小学校の項を削り、同表に次のように加える。

[長崎市立仁田佐古小学校:長崎市立西小島2丁目6番15号]

附則 この条例は、平成28年4月1日から施工する。

平成27年9月1日提出 長崎市長 田上富久

理由 次の理由により、この条例を提出する。

児童数の減少、校舎の老朽化等を総合的に勘案し、佐古小学校及び仁田小学校を統合するのに伴い、両校を廃止したいのと、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めたいので、この条例案を提出する。(×)

〈平成27年9月市議会 教育厚生委員会資料一第144号議案〉

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

佐古小学校及び仁田小学校においては小規模化しており、また学校間の距離が約300mと近接していることに加え、両校とも校舎が老朽化していることから、両校を廃止のうえ新設統合し、新たに設置する小学校の名称及び位置を定めるため。

…

…(×)

◇2015年(平成27年)9月11日 長崎市議会教育厚生委員会で審査、採決
「議案:小学校条例の一部改正、(平成28年4月1日施行)」

(校名:仁田佐古小学校、所在地:西小島2丁目6番15号)

◇2015年(平成27年)9月18日(金)付 長崎市議会で議決
「議案:小学校条例の一部改正、(平成28年4月1日施行)」

(校名:仁田佐古小学校、所在地:西小島2丁目6番15号)

■平成27年9月30日長崎市条例第45号長崎市立小学校条例の一部を改正する条例公布

「…別表長崎市立佐古小学校及び長崎市立仁田小学校の項を削り、同表に次のように加える。長崎市立仁田佐古小学校:長崎市西小島2丁目6番15号 附則 この条例は、平成28年4月1日から施工する。」

☆平成27年10月15日(木)「小島養生所跡発掘調査の現地指導結果」(市文化財課)
10:00～12:00、14:30～15:30 指導:岡林隆敏名誉教授(工学部)

出席者:長崎市文化財課文化財係 宮下係長、扇浦学芸員、
教育委員会施設課 豊主査、午前のみ宮内主事

(発掘で検出された遺構について)

敷地外周東面の石垣について(部分的に「精得館(1865年)時代の可能性がある」)

★平成27年10月20日平成27年度小島養生所跡発掘調査現地見学会開催(長崎市)
(長崎市文化財課から平成27年10月20日に小島養生所跡の発掘調査の説明会が開かれるとの連絡が相川にありました。当日参加した長崎大学関係者は相川一人でした。

現場から養生所北棟の西端礎石がおおむねそのまま残っていたことを片峰茂学長に電話連絡しました。

10月21日に長崎大学の理事1名と広報本部長が視察、長崎大学附属図書館員が遺構を撮影しました。)

平成27年10月20日平成27年度小島養生所跡発掘調査(養生所(遺跡)敷地内)

★平成27年10月23日平成27年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地西部体育館前庭)終了(352㎡)(長崎市文化財課)

△平成27年11月19日(木)長崎大学が長崎市長へ口頭で養生所等遺構保存を要望
片峰茂長崎大学学長、下川功長崎大学医学部長、相川忠臣長崎大学名誉教授(医学部)が田上富久長崎市長に面会し養生所(後 精得館)遺跡の保存と活用について口頭で要望

(河浪主幹から養生所跡の発掘調査について説明があり、小島養生所跡の発掘調査結果についての資料をいただきました。
片峰学長は発掘調査、保存活用について今後は連絡を密に取らせていただきたいと要望し、さらにフルベッキが寓居した大徳寺跡、養生所遺構と館内(唐人屋敷跡)をさるくコースにしてはどうかと提案しました。

これに対して田上市長は、調査はしっかりし、さるくコースにして、訪れる人が入れるような配置も検討できればよいと応答されました。)

□平成27年11月25日(水)「第13回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」
(協議録(概要)『小島養生所跡の発掘調査結果について』資料説明(出席者)佐古小学校の文化財の調査に関連して、体育館を解体した跡地にも文化財があるだろうということであるが、体育館の建設は間に合うのか。長崎大学から残して欲しい旨の要望が出されて、建設が不能となりはしないのか。(事務局)体育館解体後に、基礎部分から遺構が検出されたとしても、最終的には壊れても致し方ない性質のものであり、調査後に埋め戻すと聞いている。なお、既に検出された遺構については、掘削等により影響が出ないよう検討している。(出席者)新たな体育館を設計どおりに建てるための検討であるのか。(事務局)今回の埋蔵文化財発掘調査については、原則として記録保存を前提と聞いている。教育委員会としては子どもの教育を第1に考えたい。新しい体育館は現在のものより大きく、体育の授業に支障は出ないと考えられるが、長崎大学は埋蔵文化財に対して非常に関心が高いことから、どういった形式の保存を望むか意向を聞きながら検討を進めたい。)

■2015年(平成27年)12月8日(火) 土木部長及び教育庁長にて決裁

「仁田佐古小学校外周道路整備事業の施行について(伺)」

路線名:仁田佐古外周道路(市道西小島稲田町1号線ほか2路線)、整備箇所:西小島1丁目ほか、事業期間:平成28年度～平成32年度(予定)、全体事業費120,000千円、施行理由:当該路線は、仁田佐古小学校の外周に位置する道路であるが、道路幅員が2～3m程度とせまいため、車両が進出できないことから、日常の買い物や通院、介護等において、不便をきたしているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動等にも支障をきたしている。このようなことから、住環境の改善、及び交通安全面や防災面での向上を図るとともに、地域の活性化を図るため、道路整備を行うものである。)

△2015年(平成27年)12月17日 長崎市は長崎大学と出土遺構等について協議
高江長崎市経済局文化観光部文化財課長、高浪主幹、宮下係長、西原係長が片峰茂長崎大学学長に面会し、河野茂理事、深尾典男副学長、相川忠臣名誉教授(医学部)、林隆敏名誉教授(工学部)が同席し、養生所(後 精得館)遺跡の取扱について

提示

(次のような整備案が高江課長より提示されました。)

小学校敷地内の(建物の)一角に見学コーナーを設け、発掘調査成果を基に作成した遺構の全体模型・養生所の復元模型や古写真パネル、発掘状況・遺構の写真、出土遺物などを展示し、小島養生所の顕在化を図る。

見学コーナーから小学校内への直接侵入を避ける措置を施す。

遺構については埋め戻しにより保存し、遺構の位置は舗装やサインにより地表に表示する。)

(長崎大学は「現地で露出保存を検討するよう要望」)

★2015年(平成27年)12月24日「小島養生所跡に係る文化庁協議」(市文化財課)
文化庁記念物課浅野調査官

長崎県学芸文化課松尾文化財保護主事、長崎市文化財課宮下

(文化庁文化財部記念物課に調査書送付)

(文化庁文化財部記念物課に調査状況等を報告)

・・養生所、医学所、分析究理所のうち、養生所の一部が遺構として確認されており、施設全体にわたっての遺構がかくにんされていない現状を踏まえると、(国史跡指定は)考えにくいとのことであった。・・)

◎2016年(平成28年)1月1日 養生所を考える会 発足

(代表:池知和恭、副代表:日本医史学会会員 長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣)

□平成28年1月18日(金)「第14回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

(協議録(概要)『小島養生所跡の発掘調査結果について』資料説明(出席者)この土地に学校を建てることには非常に意義がある。子供達が、日本全国から向学の意欲に燃えて人が集まってきたその場所で勉強できるということを伝えていただくとありがたい。(出席者)学校建設に支障がないようにしていただいて、残せる遺跡は残すようにしていただいてもよろしいのかなと思う。今後もまた報告をお願いしたい。)

■平成28年1月20日(水)「小島養生所跡遺構等の取扱いについて」(都市経営会議)(会議報告書【結果】学校建設はこれまでどおり進めながら、まずは記録保存を行う。露出保存については、平成28年度に実施を予定している既存体育館下の埋蔵文化財本調査終了後に遺構の評価を行って、その結果を踏まえて検討する。

[長崎市は文化財たる記念物たる当該遺跡の破壊へ向かう意志を決定]

△2016年(平成28年)2月4日 長崎大学が長崎市長に書面で養生所等遺跡保存を要望

『養生所遺構の保存と活用についてのお願い』を提出

河野茂長崎大学理事、下川功医学部長、森崎正幸長崎県医師会副会長、小森清和長崎市医師会副会長、相川忠臣名誉教授と岡林隆敏名誉教授が田上富久長崎市長に面会し、

養生所遺構の上にビルが建てられるのではいかとの危機感から、片峰茂長崎大学学長、下川功長崎大学医学部長、及び蔭本恭長崎県医師会会長、奥保彦長崎市医師会会長が各医師会の了承のもとに連署した、多くの医療人の総意としての養生所(後精得館)遺跡の保存と活用についての要望書を提出

(日蘭の国際プロジェクトにより建立された養生所の遺構は歴史上価値の高い史跡である事を説明した後、以下のお願いをしました。養生所二棟の礎石全体の精査、医学所や分析究理所跡地の調査が終了した後、国指定史跡等として認定され、遺構の保存と活用も考えられていくでしょう。体育館をどのような所に建てるか、外周道路をどのようにするか、養生所遺構をどのように展示すべきか、あるいは養生所復元まで考えるのかなど様々な可能性が考えられます。

観光に訪れる人々のみならず、これから医療を志す若人、近代医学発祥の地に学ぶ小学生に夢を与えるような養生所遺構の保存と活用の方向性を決定されんことを心から御願い申し上げます。)

(江戸期の養生所/精得館の遺跡に言及)

❖平成28年第1回長崎市議会 定例会(2月19日～3月11日)

・第13号議案 平成28年度長崎市一般会計予算

[上程2.19 所管の各常任委員会 議決3.11 修正可決]

〈平成28年度2月市議会 建設水道委員会資料一 予算説明書〉

・8款 土木費 2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費 3,275,800千円

3【単独】道路新設改良事業費 1,557,100千円

1 地方道路等整備事業費 1,025,800千円/400,000千円

[所管課:道路建設課]—[付託委員会:建設水道委員会]

1 概要

生活関連道路において、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設等を行い、交通の円滑化と安全性の向上等を図るもの。

○ 事業内容

2 争点内容

平成28年度 予定箇所一覧表

...

15 稲田町6号線 稲田町 測量、工事 30m

...

22 仁田佐古小学校外周道路

【平成28年度事業内容】

測量試験 一式

工事 L=290m

事業費 60,000千円

【全体計画】

事業期間:平成28年度～平成32年度(予定)

事業計画:延長 L=440m、幅員W=4～5m

総事業費:120,000千円

...

...(×)

◇2016年(平成28年)3月3日(木) 建設水道委員会で審査

長崎市立佐古小学校外周道路拡幅工事の実施について

(既存市道の拡幅、平成28年度事業は赤色箇所の測量設計と工事、予算額6000万円)

◇2016年(平成28年)3月7日(月) 建設水道委員会で採決

長崎市立佐古小学校外周道路拡幅工事の実施について

(既存市道の拡幅、平成28年度事業は赤色箇所の測量設計と工事、予算額6000万円)

◇2016年(平成28年)3月11日(金) 長崎市議会で議決

長崎市立佐古小学校外周道路拡幅工事の実施について

(既存市道の拡幅、平成28年度事業は赤色箇所の測量設計と工事、予算額6000万円)

〈平成28年度2月市議会 教育厚生委員会資料－予算説明書〉

・10款教育費 1項 教育総務費 2 事務局費 1,095,027千円

3 事務局費 29,173千円

2 小中学校適正配置推進費 170千円

1 概要

少子化の影響による児童生徒数の減少等により、学校が小規模化していることから、子供たちにより良い教育環境を提供することを最優先に、優先度の高いものから順次、学校の適正規模校化・適正配置を図る。

2 事業内容及び事業費内訳

適正配置の検討地区において、適正配置計画の実施にあたり、保護者や地域住民と適正配置の実施に向けて協議を行う。

3 財源内訳

...

4 適正配置の進捗状況

...

(2) 仁田・佐古地区

ア 佐古小学校と仁田小学校の統廃合(平成28年4月予定、条例改正済み)

佐古小学校と仁田小学校は児童数の減少により小規模化していることから、両校を廃

止のうえ仁田小学校を仮校舎とし、新たに仁田佐古小学校を開校する。

今後は、佐古小学校敷地に新校舎等を建設することとしており、新校舎建設に向けて通学路等の協議を行う予定である。

イ 新設校建設スケジュール(予定)

平成27～28年度 基本・実施設計

平成28年度 耐力度調査、土質調査、建物事前調査、既存校舎等解体(佐古小)
埋蔵文化財発掘調査

平成29～30年度 新校舎・体育館建設

平成31～32年度 グラウンド整備等

・・・

・10款 教育費 2項 小学校費 4 学校建設費 1、655、500千円

2【単独】小学校整備事業費 612、500千円

1 仁田佐古小校舎等建設 167、900千円

・・・

〔所管課:施設課〕-〔付託委員会:教育厚生委員会〕

1 概要

佐古小学校及び仁田小学校の統廃合に伴い、現在の佐古小学校敷地に仁田小学校の新校舎等を建設し、教育環境の改善を図る。

2 事業内容及び事業費内訳

平成28年度は、新校舎等の基本・実施設計を実施するとともに、既存校舎・体育館の耐力度調査、土質調査及び現佐古小学校の既存校舎等の解体等を行う。

・・・

3 スケジュール(予定)

平成27～28年度 基本・実施設計

平成28年度 耐力度調査、土質調査、建物事前調査、既存校舎等解体(佐古小)
埋蔵文化財発掘調査

平成29～30年度 新校舎・体育館建設

平成31～32年度 グラウンド整備等

・・・(×)

□平成28年3月23日(金)「第15回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」

□平成28年3月23日『佐古小学校・仁田小学校統廃合計画 最終報告書』佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会

(「校名・校歌・校章にかかる検討経緯」)

■平成28年3月31日付市長決裁「小島養生所跡遺構等の取扱い方針について(伺)」
(【方針】 1 学校建設を優先して進める。 2 まずは記録保存を行う。 3 露出保存については、平成27年、28年度の発掘調査終了後に遺構等の評価を行い、その結果を踏まえて検討する。)

□2016年(平成28年)4月1日長崎市立仁田佐古小学校が発足

長崎市立仁田小学校と長崎市立佐古小学校の両校が統合して両校は廃止

長崎市立仁田佐古小学校は2019年(平成31年)3月を予定する旧長崎市立佐古小学校地での校舎等施設全面解体工事敷地外周道路拡幅工事新築工事竣工後、旧長崎市立佐古小学校地に入居する予定で、旧長崎市立佐古小学校の校地と校舎等施設を使用して発足

□平成28年4月22日(金)

「第1回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」

(会議要旨(F委員)例えば文化財に関しても発掘されるのだったら、講堂がその後どうなるのか。)

△2016年(平成28年)5月12日 長崎市が長崎大学に養生所記念碑等撤去を依頼

長崎市教育委員会教育総務部施設課の秀島氏と樋口氏が

長崎大学病院事務部長室を訪問し、浜村副事務部長、濱本管理課長、長崎医学同窓会の岩崎さんとの間で長崎市立佐古小学校設置の記念碑に関する打ち合わせを実施

(長崎医学同窓会からの記念碑設置許可を毎年更新してきたが、来年度は道路拡張のため記念碑を撤去し、大学側で撤去後の保管場所を確保してほしい。新たな設置費用は大学側で負担をお願いするという内容でした。

その際添付の図から長崎医学校校地に建てられた佐古小学校の校地を削り壊して外周道路が作られる事がわかり、明治初期の長崎医学校校地外周の石垣等が跡形もなく消失することを知りました。)

□平成28年6月2日(木)

「第2回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」

(以降資料に『仁田佐古小学校等建設スケジュール(案)添付』/会議要旨(F委員)例えば文化財に関しても発掘されるのだったら、講堂がその後どうなるのか。)

◎2016年(平成28年)7月17日 シンポジウム『養生所遺構を考える』

(主催:養生所を考える会 於:長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター、幕末佐賀研究会からの参加もあり、九十名を超える出席者があり、活発な意見交換があった。)

△2016年(平成28年)8月初旬 長崎大学が長崎市に遺跡取扱いの現状説明を要望
片峰茂長崎大学長が2016年(平成28年)2月4日の要望書提出後半年間、長崎市の理事者から何の連絡もないことから馬場豊子長崎市教育長に現状説明を要望

□平成28年8月5日(金)

「第3回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」

(会議要旨(Q7)歴史的な場所としての配慮はなされたのか。(A7)歴史的な場所としての配慮については、屋内運動場の敷地でこれまでの発掘調査で出てきた石垣等には極力建物があたらないように計画している。)

★平成28年8月17日平成28年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地東部体育館床下等) | 開始(長崎市文化財課)

△2016年(平成28年)9月1日 長崎市が長崎大学に遺跡取扱いの現状を説明

岩永長崎市教育委員会教育総務部施設課長及び、高江長崎市経済局文化観光部文化財課長が長崎大学学長室を訪問し、

小学校施設建設と外周道路拡張工事、及び小島養生所遺構に関する現状を説明

大学関係者から、片峰茂長崎大学長、河野茂長崎大学理事、下川功長崎大学医学部長、ハルメン・ボイケルス オランダライデン大学教授、相川忠臣長崎大学名誉教授(医学部)、岡林隆敏長崎大学名誉教授(工学部)、井戸事務局長が出席

(岩永教育委員会施設課長より、仁田佐古小学校の新校舎等の配置計画についての概要の説明が基本設計書図面を用いてありました。)

養生所跡地をほぼ占有する2階建て屋内運動場棟が建設され、一階に小島養生所遺構関連を展示する予定のメモリアルコーナーがあり、建物の玄関前に北棟西端礎石があるように配慮したとの説明がありました。さらに新校舎棟と外周道路整備工事についての説明がありました。

高江文化財課長からは現在体育館の床をはがし1回目の調査中であり、建物解体後2回目の発掘調査を行い、遺構の有無を確認する。遺跡の価値判断は市の文化財審議会委員や専門家の指導を受けること。その後文化庁や県の文化財課に報告するとの説明がありました。

大学側数人から養生所遺構の上にビルが建つことや、外周道路の拡幅に伴い長崎医学校校地の外壁が撤去され当時のイメージすべてが損失してしまうことに強い衝撃を受けたとの発言がありました。

長年ライデン大学医学部医史学教授を務め、現在長崎大学多文化社会学部教授のハルメン・ボイケルス氏は出島の商館医や日蘭交流史を研究されています。彼はユネスコの世界遺産に登録されるような非常に貴重な遺構であることがわかっ

ているのに新しいビルをそこに建てるということが理解できない。医学だけでなく、物理学、化学などのいろいろなサイエンスの西洋からの文化が日本に入ってきた所であるから、長崎だけでなく日本の遺産だと、理解していないのではないかと発言しました。

工事スケジュール表に医学所と分析研究所の発掘調査が入っていないとの相川の指摘に、高江文化財課長は医学所と分析研究所の発掘も今後行うと応答しました。

佐古小学校校地に遺構が見つかったのであるから、仁田小学校校地に新校舎を建設し、佐古の丘を今後の長崎のための観光地として都市デザインを立ててはどうかとの発言もありました。

外周道路のために外壁を崩してまで拡幅する必要があるのかとの問いに外周道路については緊急車両の乗り入れや地域住民の生活環境にもかかわる話なので現状の狭い道路のままでは難しい状況であるとの説明がありました。

市長への要望書を出して半年説明がない一方で、工事スケジュールが進行していくことから、市長の要望書への担当課の対応について質問がありました。）

◎2016年(平成28年)9月7日『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』提出
(養生所を考える会、毎熊政直長崎市議会議長宛)

★平成28年9月9日平成28年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地東部体育館床下等) | 終了(長崎市文化財課)

◎2016年(平成28年)9月14日 長崎市議会の常任委員会が陳情を審査
(教育厚生委員会、養生所を考える会)

参考人:陳情者 池知和恭、長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣)

◎2016年(平成28年)9月21日『陳情の審査概要について(通知)』

(長崎市議会教育厚生委員会、長崎市の理事者は「学校建設を優先する」と説明)

□平成28年9月30日(金)

「第4回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」

(資料に陳情第3号『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について) 2016年(平成28年)9月7日 水曜日 長崎市議会議長毎熊政直様 陳情人養生所を考える会代表池知和恭 長崎市議会事務局平成28. 9. -7收受第251号』『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情について』「以上のような状況から、学校建設を優先して進め、遺構については、まずは、記録保存をおこなうこととしているが、長崎大学からも一部顕在化の要望が出ていることから、前回及び今回の発掘調査の結果をもとに、専門家による評価を行った上で、価値あるものと判断されたものについて、露出保存も含めた保存のあり方を検討していきたい。長崎市としても、小島養生所跡の歴史的意義は十分認識しているが、文化財指定のためには、遺構の残存状況による判断が必要であるため、今後とも迅速な調査を続けたい。」添付』/会議要旨《会議内容》2議題 (1)旧佐古小学校における小島養生所遺構について (Q1)遺構の保存については、陳情の内容を少しでも取り入れてということになるのか。(Q2)新校舎建設のスケジュールについては予定通り行われるのか。(Q3)遺構の調査結果次第では、旧佐古小学校の講堂の跡にそのまま残すべきだとなった場合、体育館の建設ができなくなる可能性はあるのか。(Q6)サント・ドミンゴ教会みたいに残したはいいが、誰も見に来る人がいないような施設の造り方は表現方法が間違っていると考えられる。長崎大学とも協議しながら、継続的に学習の一部の施設など何かに携わっていくような提案をしながら、進めてほしいと考えているが、いかがか。(Q7)遺構を残したり、展示するとなった場合、見学者と児童の動線等はどうなるのか。(A7)仮に資料等を展示するスペースを確保するとなった場合、児童と見学者の動線はきちんと分けたいと考えている。(別紙添付))☑

★2016年(平成28年)10月11日「小島養生所跡調査に係る文化庁報告」(市文化財課) 文化庁記念物課 光石課長補佐、浅野文化財調査官、犬塚研修員

長崎県学芸文化課 松尾文化財保護主事、長崎市文化財課 宮下

(平成27年度、平成28年度(調査中)の発掘調査概要と今後の取り組みについて

長崎大学の要望、養生所を考える会の陳情に関する経緯も説明

・「長崎市歴史文化基本構想」の中でも、関連文化財群「近代化の先進地」の中のテーマのひとつ「近代化の黎明」において、主な歴史文化遺産として、国指定史跡であるシーボルト宅跡とともに小島養生所跡を記載するなど、歴史的意義は十分認識している(長崎市)。外周道路の工事に係る部分、養生所の附属施設の調査についてはどう考えているのか(文化庁)。外周道路に係る石垣に係る石垣については、過去に某委員に現地指導も受けており、養生所・医学所・分析究理所の時代のものの可能性があるものについては、必要に応じて調査、記録保存を行う予定である。医学所・分析究理所跡など養生所の付属施設は、既存の佐古小学校校舎部分にあたっており、平成27年8月に敷地内の試掘調査を行った。その結果、既存の校舎建設時において大規模な土地削平がなされており、遺跡は残存していない可能性が高いことが判明したため、本格発掘調査を行わないこととした。ただし、念のため、旧校舎解体時および新校舎建設時に敷地を掘削する際には、工事立会を行う予定としている(長崎市)。

★平成28年10月25日平成28年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地東部体育館床下等)Ⅱ開始(長崎市文化財課)

△2016年(平成28年)11月12日『長崎大学医学部創立記念日(医学部は来年で創立160周年)』

(日本近代医学の源流がここに 発見された小島養生所遺構

1857年11月12日ポンペ、日本に初めて近代医学教育を導入

小島養生所に関わった近代医学の偉人達 ホンペ・ファン・メールデルフォールト、松本良順、アントゥス・ホートイン、ファン・マンスフェルト、長与専斎、吉田健康)

(長崎大学、創立としての医学伝習、養生所の物語を長崎新聞に新聞広告として掲載)

☆平成28年11月14日15日「小島養生所跡調査に係る現地指導」(市文化財課)

文化財審議会委員3名、長崎市:高江文化財課長、宮下係長、扇浦学芸員

(・全体としては保存状況が決してよいとは言えない。・基礎遺構下部の玉砂利遺構は石灰で固めており、西洋技術が導入された国内初めてのものと考えられる。・歴史的な重要性は高く、遺構がなかったとしても史跡指定はあり得るのでは。・まず、全国的なレベルで価値の検討をすべきではないか。)

❖平成28年第5回長崎市議会 定例会(11月25日(開会)~12月14日(閉会))

△2016年(平成28年)11月30日 長崎大学が養生所遺跡発掘の現地を視察

◎2016年(平成28年)12月1日『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書Ⅱ(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』を提出

(養生所を考える会、野口達也長崎市議会議長宛)

◎へ長崎市議会の常任委員会が陳情Ⅱを審査

(教育厚生委員会、養生所を考える会)

参考人:陳情者池知和恭、長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣、九州考古学会より福岡大学教授桃崎祐輔氏)

〈平成28年度11月市議会 教育厚生委員会資料〉

『仁田佐古小学校建設場所における発掘調査についての現地調査資料』

・・・(×)

◆2016年(平成28年)12月8日(木) 午前10:00~11:15 教育厚生委員会

「仁田佐古小学校建設場所における発掘調査について現地調査を行った。」

... (X)

★2016年(平成28年)12月8日(木)「長崎市文化財審議会」

(①遺跡の取扱の現状について問題点の指摘が続出(遺跡の範囲、発掘等調査) ②当該遺跡の取扱について議論が成立せず、継続審議を決定 ③遺跡の名称について議論し、『小島養生所跡』に決定 <長崎市文化審議会での遺跡取扱の答申が成立せず>)

★平成28年12月13日(火)「小島養生所跡遺構の取扱いに係る文化庁との協議」(市文化財課)

文化庁文化財部記念物課: 佐藤主任調査官、山下調査官

長崎県学芸文化課: 寺田課長補佐、日高参事

長崎市文化財課: 宮下係長、長崎市教育委員会: 岩永課長

((主に江戸期の発掘調査の成果について協議したとの事))

【協議結果】・体育館建設予定地における遺構の残存状況がよくないことから、国登録記念物にはなり難い。・仮に体育館建設予定地に体育館など建物を建てず現在、出土している遺構等を保存するにしても、遺構の残存状況がよくないことから国登録記念物にはなり難い。

【文化庁記念物課】・小島養生所の歴史的意義はよくわかるが、国文化財登録・指定は、遺構の残存状態がいいものでないと難しい。登録記念物としても、完存しているということでない、登録は困難と思う。・今回の遺跡については遺跡全体の残存状態がよくないことから国登録記念物にはなり難い。・また、2階に体育館を乗せることで基礎が必要だが、たとえ遺構をかわして基礎をうつにしても、遺跡全体が破壊されていることになるため残存状態がいいとは言えない。・長崎市が考える学校建設との併存の考え方については異論はないが、遺構の露出保存は風化が進むことは否めない。・市文化財指定に向けて引き続き調査、遺構の確認を行うこと。顕在化にあたっては必要なことではないか。

※長崎大学医学部が翌日文化庁へ要望に来ることについては、長崎市からも話題にださなかった。また、文化庁からも話題には出なかった。

◎2016年(平成28年)12月15日『陳情の審査概要について(通知)』

(長崎市議会の教育厚生委員会、長崎市の理事者は「学校建設を優先する」と説明)

△平成28年12月14日(水)長崎大学医学部が要望のために文化庁を訪問

◆2016年(平成28年)12月18日(日)長崎新聞 特集記事『文化財調査か学校建設か』

(小島養生所遺構の保存問題 長崎市: 全面発掘せず、長崎大: 強く再考要望)

オランダ・ライデン大学 ハルメン・ボイケルス教授: 出島(国史跡)と同等の価値がある。学校建設を急ぐのは(軍艦島など)世界文化遺産を所有している長崎市の対応としては理解に苦しむ。文化財をできるだけ残すことは将来のまちづくりにつながり、市民のためにもなるはずだ。

☆平成28年12月20日(火)「小島養生所跡の現地視察における報告」(市文化財課)

視察者: 2名(長崎市文化財審議会委員)、対応者: 扇浦学芸員(市文化財課)

(・小島養生所の遺構を分析する場合、建築史専門の視点からの分析が必要不可欠である。某委員は考古学の専門家ではあるが、建築史に関しては専門外であるため、小島養生所の遺構調査に関してはわれわれ(某、某委員)に任せてもらいたい。・某を中心とした「小島養生所跡検討チーム」を作り、年明けに提供いただいた資料をもとに何度か集まって検討をしたい。このチームには文化財課職員のほかに建設課(小倉氏)も含めてほしい。..)

☆平成29年2月7日(火)「小島養生所跡の現地視察における報告」(市文化財課)
視察者2名 同行者寺田課長補佐(長崎県学芸文化課)

(・発掘調査は、学校建設で掘削する部分をすべて調査するのか。・建物掘削する範囲はすべて調査する予定である。)

■2016年(平成28年)12月28日(水)「仁田佐古小学校建設に係る小島養生所遺構の顕在化について」(長崎市 都市経営会議)
(養生所跡遺跡の取扱を政策決定(単独議案))

①市指定文化財を目指す。

②遺構の一部(石垣・建物基礎の一部)について露出展示を行い

その他の遺構については、埋め戻し保存を行い、遺構に影響がない形で学校建設を進め、別紙案のとおり、遺構と学校の併存をはかることとする。

[長崎市は文化財たる記念物たる当該遺跡の破壊を意志決定]

△2017年(平成29年)1月11日『「養生所遺構」の調査、保存、活用についての要望』
片峰茂長崎大学学長、下川功長崎大学医学部長、等が長崎市役所を訪問し

田上富久長崎市長に養生所/(長崎)医学校等遺跡取扱いについての要望書を手交

◆2017年(平成29年)1月12日 長崎新聞他各社が朝刊紙上で、田上富久長崎市長が長崎大学の要望書を受取った後に文化庁の意見を示しながら長崎市の学校建設と当該遺跡の取扱方針を説明、片峰茂長崎大学学長が長崎市の方針について「学校建設計画が進むなかでのベストの選択」と言及した様子を報道

●2017年(平成29年)2月3日『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』を提出

(九州考古学会、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 宛)

※長崎市の理事者が平成29年2月長崎市議会に当該遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校地に於ける長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設新築建設工事(当該遺跡を破壊)の予算案を提出

☆2017年(平成29年)2月7日(火) 小島養生所の現地視察における報告(市文化財課)
(視察者:二名、同行者:寺田課長補佐(県学芸文化課)、対応者:扇浦学芸員(市文化財課)
(扇浦)H28年12月の審議会資料をもとに、小島養生所跡の調査経過及び遺構状況を説明する。..(某)これまでの説明を聴くと、体育館建設部分は全面発掘するし、校舎部分も立会調査で対応、遺構は埋め戻し保存し、一部は露出展示、さらに資料館まで設置するという状況はよく分かった。長崎市は考古学的な遺跡発掘や保存に対する対応は何ら問題がない。遺跡の現場をろくに見ないで、いきなり要望書を提出するほうがおかしい。(某)自分は九州考古学会の委員の一人として今回現地を訪れたが、長崎市は適切な対応をしていることがよく理解できた。一つお願いがある。これまで仁田・佐古小の統廃合で佐古小学校に決まった経緯に関する情報を教えていただけないか(一週間後くらいまでで結構である)。(扇浦)それについては市教育委員会施設課が担当のため、そちらから取り寄せて提供します。

★2017年(平成29年)2月10日(金)小島養生所跡・医学校跡調査現場の現地視察
埋文委第11号 2017年2月24日

長崎市長 田上富久様

一般社団法人日本考古学協会 埋蔵文化財保護対策委員会 委員長 藤沢敦

拝啓

梅花の候、貴台におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

去る2月10日の小島養生所跡・医学校跡調査現場の現地視察に際しましては、ご多忙な時期にもかかわらず、ご丁寧に対応いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

今回の視察を通じまして、当該遺跡の学術的な重要性をますます認識いたしました。当埋蔵文化財保護対策委員といたしましては、遺跡の綿密な調査とともに、可能な限り現状保存されますようご尽力いただきますことを、切にお願い申し上げます。

敬具

◎2017年(平成29年)2月14日『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書』を提出

(養生所を考える会、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 下川達彌長崎市文化財審議会委員長 宛:九州考古学会からの要望書をうけて)

★2017年(平成29年)2月15日平成28年度小島養生所跡発掘調査(養生所(病院)敷地東部体育館床下等)Ⅱ終了(長崎市文化財課)

□平成29年2月15日(水)

「第5回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」

(資料に『小島養生所跡遺構の取扱いについて』『小島養生所跡の発掘調査の状況 1 平成27年度小島養生所跡発掘調査結果 ※小島養生所関係年表 2 平成28年度小島養生所跡発掘調査概報』添付)/会議要旨《会議内容》2議題 (1)旧佐古小学校における小島養生所遺構について (Q1)小島養生所遺構の活用について、観光客の観覧に供するということであるが、学童の安全についてはどう考えているのか。(A1)・・動線はきっちり分けたい。・・出入口を別にして、安全確保を図りたい。・・観光客や他の市民の方が学校の中に入らないように設計を進めていきたい。(Q3)旧仁田小の跡地に見学者用の駐車場は確保できないのか。(Q4)解剖室の跡地は一部試掘されているが、一部ではなく全面的に発掘してはどうか。もし試掘したところから出土した場合はどういう対応をされるのか。また、校舎側の発掘調査はスケジュールに入っていないがどうするのか。(A4)既存建物も地下遺構に関しては、建物基礎の部分で水平に削平されていると判断している。・・また、スケジュールの発掘調査の中では記載していないが、旧佐古小の既存校舎の解体ということで、平成29年6月までと記載されている部分で、学芸員による通常の解体ではない慎重な立会いで遺物等の確認を行うこととしている。(Q5)前回、遺構の問題については専門的なメンバーに評価をいただくということだったが、その部分はクリアできたのか。また、九州考古学会から徹底調査をという要望が出ていると聞いたが、スケジュールに影響するものなのか。(A5)専門家の意見(評価)については、文化庁や県の学芸文化課とも協議を行い、先程お話に出た九州考古学会の方にも直接現地を見ていただいている。また、中核となる市の文化財審議会の専門家の先生方にも広範な意見をいただいているため、その部分は十分クリアしていると考えている。また、九州考古学会から要望書が出ているのは事実であるが、直接関係者の方に現場をご覧いただき、その方からは十分な対応をしていただいているといったご意見もいただいている。そのため、基本的に現在示しているスケジュールに影響が出るものではないと考えている。(Q6)・・土壌汚染などはどうなのか。(A6)病院があった場所であるため、いろいろな薬品が使われていたとは思いますが、相当な年数が経っており、学校が

建っていた場所でもあるため、影響は無いものと考えている。(Q7)外周の石垣について、東側の一部に古い石垣があると聞いているが、石垣を保存するといった考えはないのか。また、扇型の階段をどのような形で保存するのか。(A7)石垣の文化財的価値、調査については、今回の解体等の中でしっかりと行って、専門家の所見をいただきたい。扇型の階段については、校舎のどこかの場所で保存して活用したいと考えている。(Q8)学校教育施設の中に観光施設が同居するといった場合に、桜町小の話が出たが、今現在考えられる問題点が、どの程度市の中で出てきているのか。全く問題がないのか。また、土壤汚染の関係について、これは検査して初めて異常がないといったことが回答できる。70年、100年経っているので大丈夫だろうという回答では、豊洲の問題と同じになってしまう。(A8)学校施設の中に観光施設が同居するという事で、桜町小で同じようなことを行っているが、やはりいかに子ども達の動線と分けるかということが一番に考えている。学校運営と切り離す部分をきっちり設計の中で考えていきたい。土壤汚染の部分については、今すぐ回答することができないため、一度持ち帰らせていただきたい。(Q10)校舎の完成よりも早く外周道路が出来上がると思うが、・・・(Q11)・・・文化財的な価値、医学的な価値など色々あるとあると思うが、私達も専門家ではなく、ましてや実際入るのは子ども達なので、専門的に説明されてもあまり意味がない。だから、全国から医学を志す人達がここに集まって一生懸命勉強したんだよ、ということが実感として分かるような展示施設が私はほしいと思う。・・(別紙添付))☑

□2017年(平成29年)2月19日 長崎市議会平成28年度2月定例会開会

(小学校施設新築建設工事の予算案を審議予定)

◎2017年(平成29年)2月19日『長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書』(梅毒治療薬等に由来する水銀化合物と砒素化合物等による土壤汚染の可能性に言及)を作成

2017年(平成29年)2月21日 発送

(日本医史学会と洋学史学会が連名、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 下川達彌長崎市文化財審議会会長 宛)

◎2017年(平成29年)2月20日『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望の書』を提出

(養生所を考える会、中村法道長崎県知事 池松誠二長崎県教育委員会教育長 田上富久長崎市長 馬場豊子長崎市教育委員会教育長 下川達彌長崎市文化財審議会委員長 宛)

◎2017年(平成29年)2月21日 記者会見を実施

(日本医史学会(長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣)と養生所を考える会(代表 池知和恭)が共同で、養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用上の新たな問題(土壤汚染)及び遺跡の調査保存活用について記者会見を実施(於:市政記者室))

❖平成29年第1回長崎市議会 定例会(2月22日(開会)～3月16日(閉会))

・第3号議案 平成28年度長崎市一般会計補正予算(第7号)

[上程2.22 所管の各常任委員会 議決3.16 原案可決]

〈平成29年2月市議会 教育厚生委員会資料一第3号議案 予算説明書〉

【繰越明許費】

・10款 教育費 2項 小学校費 4 学校建設費

【単独】小学校整備事業費

仁田佐古小校舎等建設 105,500千円
[所管課:施設課、付託委員会:教育厚生委員会]

1 概要

現在の旧佐古小学校敷地に仁田佐古小学校の新校舎等を建設し、教育環境の改善を図る。

2 繰越の理由

新校舎等の建設予定地から小島養生所跡の遺構が発掘され、その価値判断及び取扱方針の決定に期間を要したことや、発掘調査をしながら解体作業を進めたことなどにより、新校舎等の実施設計及び旧佐古小の解体工事が年度内に完了しない見込みであるため繰り越すもの。

3 繰越明許費

...

4 スケジュール(予定)

	変更前	変更後(予定)
基本・実施設計	H28. 3~H29. 3	H28. 3~H29. 11
旧佐古小解体工事	H28. 9~H29. 3	H28. 9~H29. 6

...(×)

・第9号議案 平成29年度長崎市一般会計予算

[上程2.22 所管の各常任委員会 議決3.16 原案可決]

<平成29年度2月市議会 建設水道委員会資料一第9号議案 予算説明書>

・8款 土木費 2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費 3,128,800千円

3【単独】道路新設改良事業費 1,366,100千円

1 地方道路等整備事業費 1,058,100千円/397,000千円

[所管課:道路建設課]—[付託委員会:建設水道委員会]

1 概要

生活関連道路において、交通の円滑化と安全性の向上等を図ることを目的に、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設等を行うもの。

2 事業内容

平成29年度 予定箇所一覧表

...

18 稲田町6号線 稲田町 測量

...

* 仁田佐古小学校外周道路

【平成29年度事業内容】

工事 L=290m

事業費 60,000千円

【全体計画】

事業期間:平成28年度~平成32年度(予定)

事業計画:延長 L=390m、幅員W=4m

総事業費:120,000千円

...

...(×)

<平成29年度2月市議会 教育厚生委員会資料一第9号議案 予算説明書>

- ・10款教育費 1項 教育総務費 2 事務局費 1、203、158千円
- 3 事務局費 28、555千円
- 2 小中学校適正配置推進費 3、244千円

1 概要

今後も、少子化の進行が見込まれるなか、学校での教育活動の効果を高め、次代を担う子どもたちに望ましい教育環境を整備することを目的に、学校規模の適正化と適正配置を図る。

2 事業内容及び事業費内訳

「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」に基づき、対象地区において保護者や地域住民と適正配置の実施に向けて協議を行う。

...

...

- ・10款 教育費 2項 小学校費 4 学校建設費
- 2【単独】小学校整備事業費
- 1 仁田佐古小校舎等建設 90、800千円
- [所管課:施設課、付託委員会:教育厚生委員会]

1 概要

現在の旧佐古小学校敷地に仁田佐古小学校の新校舎等を建設し、教育環境の改善を図る。

2 事業内容及び事業費内訳

平成29年度は、新校舎等の建設に着手する。

(1) 学校施設

...

(2) 事業費内訳

区分	予算額(千円)	内容
新校舎の杭工事	78、000千円	新校舎の杭工事
埋蔵文化財発掘調査	8、000千円	埋蔵文化財の資料整理、報告書作成
事務費	4、800千円	
計	90、800千円	

3 スケジュール(予定を含む)

- 平成27～29年度 基本・実施設計
- 平成28年度 土質調査、耐力度調査、建物事前調査、用地登記測量
- 平成28～29年度 旧佐古小学校校舎等解体工事
-
- 平成29～30年度 新校舎棟杭工事
- 平成30～31年度 新校舎・体育館建設
- 平成31年度～ 新校舎棟供用開始(予定)
- 平成31～32年度 グラウンド整備等

...

【継続費】

- ・小学校整備事業 仁田佐古小学校等建設費
- 期間:平成29年度～平成32年度 総事業費:2、244、000千円

1 概要

現在の旧佐古小学校敷地に仁田佐古小学校の新校舎等を建設し、教育環境の改善を図る。

なお、同建設事業は、4か年に及ぶ一連の長期事業であり、事業の全体像を示し、計画的かつ段階的な事業進捗を図るため、継続費を設定するもの。

※継続費とは・・・2会計年度以上にまたがる事業について、所要経費の総額を定めるとともに、継続期間に従って各年度の年割額を定め、予算として議決を経るもの。

2 継続費の内訳

平成29年度 90,800千円

平成30年度 715,900千円

平成31年度 1,389,300千円

平成32年度 48,000千円

総事業費 2,244,000千円

※平成29年度～平成32年度については予定金額である。

(1) 工事内容

ア 新校舎棟の杭工事 195,000千円 (L=6～15m、40基)

イ 校舎・屋内運動場・プールの建設工事 1,942,490千円
(校舎:4,864㎡、屋内運動場:1192㎡、プール:275㎡)

ウ グラウンド整備工事 80,000千円 (約3,600㎡)

・・・(×)

◎2017年(平成29年)2月24日『情報公開請求書』を提出

相川忠臣(養生所を考える会 副代表)が養生所を考える会の意思決定により、長崎市長に情報公開請求書を提出

1. 旧長崎市立佐古小学校と旧長崎市立仁田小学校の統廃合に関わる行政文書一式

2. 長崎市立仁田佐古小学校の運営と新校舎等施設建設に関わる行政文書一式

3. 旧長崎市立佐古小学校の外周道路拡幅工事に係わる行政文書一式

4. [養生所以降の佐古地区の医療系施設]に係わる行政文書一式

5. 4項の遺跡に関わる行政文書一式

6. 4項の敷地及び旧長崎市立佐古小学校の敷地の、防疫、衛生、塵芥、排水、汚水とその処理と関係施設及び土壌汚染に係わる行政文書一式

7. 1項から6項までの長崎市内部に係わる行政文書一式

8. 1項から6項までの文部科学省、文化庁等関係省庁との関係に係わる行政文書、その他長崎市と外部との関係に係わる行政文書一式

9. 長崎市文化財審議会の過去20年間の活動の記録としての行政文書一式(議事録、行事等)

◎2017年(平成29年)2月28日『養生所/医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅲ(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』を提出

(養生所を考える会、野口達也長崎市議会議長宛)

◎2017年(平成29年)3月4日 小島養生所等遺跡について勉強会と意見交換会

主催:長崎市仁田地区南部連合自治会

講師:長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣氏

同席、補足説明:養生所を考える会 代表 池知和恭

(出席者から、国の文化財になってもいい、又新校舎建設場所を旧仁田小に変更を求め
る声が多かった)

◎2017年(平成29年)3月6日『情報公開請求書』を提出

(養生所を考える会 代表 池知和恭が長崎市長に 情報公開請求書を提出、対象:
H28.12.28都市経営会議会議報告書)

◎2017年(平成29年)3月7日 長崎市議会の常任委員会が陳情Ⅲを審査

(教育厚生委員会、陳情者(養生所を考える会代表池知和恭、同副代表長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣)が傍聴)

◎2017年(平成29年)3月8日『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書について(回答)』を発行

(長崎市長田上富久氏、九州考古学会会長 小池史哲氏 宛)

◎2017年(平成29年)3月8日『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書及び、長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壌汚染に関わる見解と要望について(回答)』を発行

(長崎市長田上富久氏、養生所を考える会 代表 池知和恭 宛)

◎2017年(平成29年)3月9日『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』のうち、関係部分について回答する書面を発行

(長崎県教育庁学芸文化課長 金子眞二氏、九州考古学会会長 小池史哲氏 宛)

◎2017年(平成29年)3月9日『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書』及び『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壌汚染に関わる見解と要望書について』のうち、関係部分について回答する書面を発行

(長崎県教育庁学芸文化課長 金子眞二氏、養生所を考える会 代表 池知和恭 宛)

◎2017年(平成29年)3月10日 養生所等遺跡について勉強会と意見交換会を開催
主催:長崎市十善寺地区連合自治会

講師:長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣氏

同席、補足説明:養生所を考える会 代表 池知和恭

(出席者から、医療系施設と小学校の遺跡として全面保存を求め、又医療系施設を国の文化財に小学校を市の文化財へ要望し、新校舎建設の旧仁田小への変更を求める声が上がった。)

◎2017年(平成29年)3月13日『長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望について』のうち、関係部分について回答する書面を発行

(長崎県教育庁学芸文化課長金子眞二氏

日本医史学会理事長 小曾戸洋氏、洋学史学会会長 沓澤宣賢氏 宛)

■2017年(平成29年)3月13日 仁田佐古小学校施設新築建設工事の予算案を採決
(長崎市議会 教育厚生委員会)

◆2017年(平成29年)3月14日 報道『仁田佐古小新校舎建設 当初予算案を可決』

(長崎新聞、長崎市議会の教育厚生委員会で仁田佐古小新校舎建設 当初予算案を可決、小島養生所保存求める市民団体は反発、と報道。

養生所を考える会の池知和恭代表は「学校建設は遺跡全体の破壊そのもの。調査や保存の検討が不十分だ」と話した、と紹介。)

□2017年(平成29年)3月15日『長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望について(回答)』を発行

(長崎市長田上富久氏、日本医史学会理事長 小曾戸洋氏 洋学史学会会長 沓澤宣賢氏 宛)

□2017年(平成29年)3月16日 仁田佐古小学校施設新築建設工事の予算案を可決

(長崎市議会平成28年度2月定例会本会議、
仁田佐古小学校施設新築建設工事の予算案を可決
(遺跡の地である旧佐古小学校地に建設)

長崎市の理事者の当該小学校施設建設計画の長崎市議会での可決により、文化財保護法に定める文化財としての記念物である『養生所/(長崎)医学校等遺跡』は、文化財保護法の文化財の保護の措置を受けない状態のままで、[文化財たる記念物の破壊]が行われることが決定した。

(遺跡全域に対する周知の埋蔵文化財包蔵地の決定、国、県、市による史跡の指定又は仮指定、登録記念物の保護の措置のいずれも不完全であるか実施されていない。)

◎2017年(平成29年)3月16日『陳情の審査概要について(通知)』を発行

(長崎市議会 教育厚生委員会、

長崎市の理事者の見解として、学校建設に当たっては遺構と学校が併存できるよう取り組んでいきたいと考えている、とのほか土壌汚染対策、文化財としての認識と「周知の埋蔵文化財包蔵地」の決定、試掘調査の現状、文化財審議会への諮問について言及)

◎2017年(平成29年)4月30日 養生所等遺跡について勉強会と意見交換会を開催

出席者:長崎市十善寺地区連合自治会、長崎市仁田地区南部連合自治会、長崎市立仁田佐古小学校校長麻生先生、他

主催:養生所を考える会

講師:長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣氏

補足説明、遺跡の現状、他:養生所を考える会 代表 池知和恭

◎2017年(平成29年)4月11日 当該遺跡の保存等について長崎市と情報交換

(養生所を考える会は、この日以降養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護と保存と整備と活用について長崎市経済局文化観光部文化財課と適宜情報交換を継続中。)

◎2017年(平成29年)4月13日 当該遺跡での土壌汚染について長崎市と情報交換

(養生所を考える会は、この日以降養生所/(長崎)医学校等遺跡での土壌汚染について長崎市教育委員会教育総務部施設課、長崎市環境部環境政策課と適宜情報交換を継続中。)

◎2017年(平成29年)4月13日以降 当該遺跡の保存等について長崎市と情報交換

(養生所を考える会は、この日以降養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護と保存と整備と活用について長崎市土木部道路建設課、長崎市まちづくり部建築課、長崎市まちづくり部都市計画課と適宜情報交換を継続中。)

❖平成29年第2回長崎市議会 定例会(6月9日(開会)~6月28日(閉会))

・第61号議案 平成29年度長崎市一般会計補正予算(第1号)

[上程6.9 所管の各常任委員会 議決6.28 原案可決]

<平成29年6月市議会 教育厚生委員会資料一第61号議案 予算説明書>

・10款 教育費 2項 小学校費 1 学校管理費

1 小学校管理費

1 管理費 3,000千円

[所管課:施設課、付託委員会:教育厚生委員会]

1 概要

仁田佐古小学校体育館の建設予定地において、自主的に土壌汚染調査を行う。

2 事業内容及び事業費内訳

仁田佐古小学校体育館敷地は、小島養生所が中心となっており、その敷地内には、長崎市立仁田佐古小学校の施設が設置されている。

旧佐古小学校体育館敷地は、小島養生所かめつた場所であり、また梅毒病院等の医療機関が建っていた場所であるため、薬品等を使用していた可能性があるが、小学校が設置されて約110年経過しており当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると確認できる開校以前の土地の公的資料等の確認が極めて困難な状況であるため、土壤汚染の調査命令が出される可能性は基本的にはなく、法的な調査義務はない。

しかしながら、地元住民との協議会において土壤汚染を危惧する意見が出たため、自主的に土壤汚染調査を行う。

(1)事業費内訳

業務名	補正予算額
土壤汚染調査業務委託	3,000千円

(2)調査時期

平成29年9月～11月(予定)

3【参考】建設スケジュール(予定を含む)

平成27～29年度 基本・実施設計
平成28年度 土質調査、耐力度調査、建物事前調査、用地登記測量
平成28～29年度 旧佐古小学校校舎等解体工事
平成29～30年度 新校舎棟杭工事
平成30～31年度 新校舎・体育館建設
平成31年度～ 新校舎棟供用開始(予定)
平成31～32年度 グラウンド整備等

…(×)

…

❖平成29年第3回長崎市議会 定例会(9月1日(開会)～9月25日(閉会))

・第92号議案 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 仁田佐古小学校建設特殊基礎工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 174,372,652円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から平成30年6月29日まで
- 5 相手方 本間建設・西海興業特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市宿町570番地4

本間建設株式会社

代表取締役 山本清和

長崎市平和町5番19号

株式会社西海興業

代表取締役 西山潤一郎

平成29年9月1日提出 長崎市長 田上富久

理 由

仁田佐古小学校建設特殊基礎工事の請負については、予定価格が1億5000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

仁田佐古小学校建設特殊基礎工事の概要

1 工事場所 西小島1丁目

2 工事内容 場所打ちコンクリート杭 38箇所

杭 径 1,600ミリメートル 23本

1,800ミリメートル 15本

杭実長 6,000ミリメートルから15,000ミリメートルまで

[上程9.1 教育厚生委員会 議決9.25 閉会中の教育厚生委員会付託]

<平成29年9月市議会 教育厚生委員会資料—第92号議案>

工事の請負契約の締結について 仁田佐古小学校建設特殊基礎工事
…(×)

<平成29年9月市議会 教育厚生委員会資料[追加資料]—第92号議案>

工事の請負契約の締結について 仁田佐古小学校建設特殊基礎工事
目次

1 平成29年度 第3回 長崎市文化財審議会

(1)協議の経過

『平成29年度 第3回 長崎市文化財審議会における協議の経過』

開催日時 平成29年9月8日(金)14:00~16:00

開催場所 旧佐古小学校及び仁田・佐古ふれあいセンター

…

(2)試掘調査の状況と分析

(3)史跡とする範囲

2 答申書

(1)『長崎市指定文化財の指定について』(平成29年5月26日)

(2)『市指定史跡の指定内容の変更について』(平成29年8月1日)

<平成29年9月市議会 教育厚生委員会資料>

陳情第6号

「養生所・長崎医学校等遺跡の保全と活用に関する陳情」

陳情第7号

「養生所・医学所・分析究理所遺跡の完全保存を求める陳情」

陳情第10号

「養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情5」

目次

1 懇話会等でのこれまでの協議経過

2 佐古小学校・仁田小学校統廃合地域懇話会、統廃合検討協議会

仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会 委員構成

×

◎2017年(平成29年)6月11日現在 「養生所を考える会より皆様方へ」

養生所/(長崎)医学校等遺跡は、世界遺産条約に記される世界の文化遺産としての定義に概念上包含されます。この遺跡が、世界の文化遺産として世界に正統に認識されるためには、この遺産の、真正性と完全性が立証され又は実現されなければなりません。私達は、今後、この遺跡の真正性と完全性が立証され又は実現されるために、多くの精密な調査が実施され、同時に、この遺跡の主要な要素である土地の造成の状態について憶測の余地のない再建がなされ、もって、国内法による十分な保護の措置(文化財保護法に規定する文部科学大臣による史跡又は重要史跡の指定)が与えられ、ひいては、日本政府によって、暫定リストに記載され、登録推薦書が提出され、世界遺産委員会によって、世界遺産一覧表に登録されることを期待します。

私達、養生所を考える会は、今、現在、改めて、地方公共団体たる長崎市が所有する養生所/(長崎)医学校等遺跡に関して、遺跡全域に係るいささかの損壊もない現状保存に基づいた調査と保護と保存と整備と活用について、その意思を有する速やかな措置によりこれを実現することを長崎市民、長崎県民、そして、全ての日本国民と各行政の皆様方に要望します。

以上

改訂1:2018年(平成30年)3月6日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(1)題名変更

変更前:長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合推進と長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設及び外周道路拡幅建設計画策定と養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用の要望に係る経過

[養生所(病院及び医学所)-精得館(病院及び医学所及び分析究理所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の発展及び梅毒病院とその後の推移-佐古尋常高等小学校とその後の推移の遺跡]

変更後:長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合と長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設建設及び外周道路拡幅建設と養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用に係る経過

[養生所(病院及び医学所)-精得館(病院及び医学所及び分析究理所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の発展及び梅毒病院とその後の推移-佐古尋常高等小学校とその後の推移の遺跡]

(2)記載内容追加

平成27年第1回長崎市議会	定例会	(2月20日から3月13日)
平成27年第3回長崎市議会	定例会	(6月19日から7月8日)
平成27年第4回長崎市議会	定例会	(9月1日から9月18日)
平成28年第1回長崎市議会	定例会	(2月19日から3月11日)
平成28年第5回長崎市議会	定例会	(11月25日から12月14日)
平成29年第1回長崎市議会	定例会	(2月22日から3月16日)
平成29年第2回長崎市議会	定例会	(6月9日から6月28日)
平成29年第3回長崎市議会	定例会	(9月1日から9月25日)

✕

養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ
(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)

2017年(平成29年)6月21日 水曜日

長崎市議会議長
野口 達也 様

教育厚生委員会審査当日配布資料

陳情人

〒852-8127
長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電話 [REDACTED]
携帯電話 [REDACTED]

養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ
(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)
教育厚生委員会審査当日配布資料

目 録

1. 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ (旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について) 教育厚生委員会審査当日配布資料について』
2017年(平成29年)6月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『長崎市小島療養所跡・医学校跡の現地視察について(依頼)』
埋文委第9号 2017年2月7日
長崎市長 田上富久 様
一般社団法人日本考古学会埋蔵文化財保護委員会 委員長 藤沢敦 (省略)
3. 『御礼状』
埋文委第11号 2017年2月24日
長崎市長 田上富久 様
一般社団法人日本考古学会埋蔵文化財保護委員会 委員長 藤沢敦 (省略)
4. 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況の適合状況の比較について』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表 数値置換計算表 (小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部より)』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表 (小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部より)』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
7. 『(仮称)仁田佐古小配置案:仁田小学校敷地での建替え案(案1-4、案1-5案)』
第4回 佐古小学校・仁田小学校統廃合 検討協議会資料
平成26年11月13日 長崎市教育委員会 より (省略)
8. 『旧長崎市立佐古小学校校舎基礎等解体工事推移(写真)』
2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 (省略)

以上

養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ

(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)

教育厚生委員会審査当日配布資料について

2017年(平成29年)6月21日 水曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 私達が長崎市の情報公開制度によって得た長崎市の行政文書によると

2017年2月7日付で、一般社団法人 日本考古学会埋蔵文化財保護委員会 委員長 藤沢敦様より長崎市長 田上富久様に『長崎市小島療養所跡・医学校跡の現地視察について(依頼)』との依頼があったようです。

2017年2月24日付で、一般社団法人 日本考古学会埋蔵文化財保護委員会 委員長 藤沢敦様より長崎市長 田上富久様に『御礼状』との御礼の書面があったようです。

一般社団法人 日本考古学会埋蔵文化財保護委員会 委員長 藤沢敦様は、書面『御礼状』で、2月10日の小島養生所跡・医学校跡調査現場現場の現地視察より、当該遺跡について「当該遺跡の学術的な重要性をますます認識いたしました。当埋蔵文化財保護対策委員会といたしましては、遺跡の綿密な調査とともに、可能な限り現状保存されますようご尽力いただきますことを、切にお願い申し上げます。」と言及されています。

2. 『小学校施設整備指針[平成28年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部]』の記載事項のうち、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況について両者に差異があると推察できる事項について、その状況を確認しながら、当該『小学校施設整備指針』の記載事項、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況、旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況、の三者を一覧表にまとめ、当該両校地の状況の当該『小学校施設整備指針』の記載事項への適合状況を比較しました。

その結果、私達は、『小学校施設整備指針』の記述に鑑みて、旧長崎市立佐古小学校地は、利点よりも欠点が多いとも言え、旧長崎市立仁田小学校地は、同じく、利点が多く、決定的な欠点が少ないとも言えることが理解できました。

即ち、私達は、旧長崎市立仁田小学校地と旧長崎市立佐古小学校地の両校地の比較上、はっきりと、旧長崎市立仁田小学校地は、旧長崎市立佐古小学校地より、小学校施設整備に適していることが理解できました。

3. 私達が長崎市の情報公開制度によって得た長崎市の行政文書によると

第3回 佐古小学校・仁田小学校統廃合 検討協議会において、地域居住の方から、旧仁田小学校地での小学校建設に提案があり、第4回佐古小学校・仁田小学校統廃合 検討協議会において、提案より長崎市が作成した図面の提示があり、当第4回協議会で検討されましたが惜しくも廃案となったようです。(『仁田小学校・佐古小学校統廃合の図面(案1-4、案1-5案)』)

この案については、図面の提示と共にいくつかの欠点が指摘されたようです。この案については、提案があった第3回協議会で「・・・校舎の方から、現在バツになっているグラウンドの見通しが良くなるんじゃないかと思って提案したい」と賛意も寄せられています。

私達は、この現屋外運動場を立体化する案は、旧仁田小校地の地形を活かした案であると推測し、共感します。

私達は、この案は、いくつかの改善の提案により欠点を克服して、より、実現できる完成に近づけることが可能と考えます。

まとめ

私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護と保存と整備と活用の観点から、同時に、小学校施設整備への適性の観点から、長崎市立仁田佐古小学校の運営と建設について、これを旧長崎市立仁田小学校地に行い、遺跡である旧長崎市立佐古小学校地を削減して即ち遺跡を破壊して行う同校地外周道路拡幅工事を廃止し、現状を保全された旧長崎市立佐古小学校地で、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、一部分でも損壊することのない養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護と保存と整備と活用を行うことを要望します。

については、案として、例えば、私達は、長崎市に、今、改めて、長崎市立仁田佐古小学校の建設について、『(仮称)仁田佐古小配置案:仁田小学校敷地での建替え案(案1-4、案1-5案)』を基盤に改善を行い、完成度を高め、採用して実施することを要望します。

以上

『小学校施設整備指針』記載事項に対応する
旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況の
適合状況の比較について

2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

I. 『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況につき、次の二表を作成して確認しました。

A. 『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況 三項対照表』

1. 『小学校施設整備指針』の各記載事項に対応する、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況に関して特に相互に差異があると考えられる事項について、それぞれ略記し、三項対照表を作成しました。

2. この三項対照表により、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況、又は、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況が『小学校施設整備指針』の各記載事項に適合し又は適合しない状況が理解できます。

3. 旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況、又は、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況が、『小学校施設整備指針』の各記載事項に適合し又は適合しない状況について、×、△、○、◎の四段階の記号を付し、両校地の状況が『小学校施設整備指針』の各記載事項に対する適合状況の把握を簡略なものとししました。

B. 『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況 三項対照表 数値置換計算表』

1. 試みに、次の方法で、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況、又は、旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況が『小学校施設整備指針』の各記載事項に適合し又は適合しない状況を、数値に置換し両校間の相対比較を容易にしました。

(1) 『小学校施設整備指針』の表現について

- ① 「～重要である。」⇒“3”
- ② 「～望ましい。」⇒“2”
- ③ 「～有効である。」⇒“1”

(2) 『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況の相対比較 三項対照表』に付した記号について

- ① ◎⇒“3”
- ② ○⇒“2”
- ③ △⇒“1”
- ④ ×⇒“-2”

※ - ⇒“0”(考察できない場合)

(3) 『小学校施設整備指針』記載事項に対応する各状況について

『小学校施設整備指針』記載事項に対応する各状況について、(2)の数値に(1)の数値を乗じて、状況の数値としました。

(4) 『小学校施設整備指針』の各章の状況の数値を合計して小計を算出し、各章に集計した状況の数値を合計して総計を算出しました。

II. 導き出された『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況と旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況の適合状況の相対的な比較について

1. 数値に置換した別紙B表から、『小学校施設整備指針』各章の小計と総計を本紙表1に示します。

2. 旧長崎市立佐古小学校地と旧長崎市立仁田小学校地について

(1) 旧長崎市立佐古小学校地について

旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況については、地理的条件や歴史上文化的景観地区に対する学校意匠の違和感や遺跡の破壊を一部の地区の特色の破壊と位置づけたことなど、地域やまちづくりの中核としての適性が不足する面があり、又、地盤の軟弱性やピロティ形式の弱点や土壌汚染の高い蓋然性や学童の居住分布に対して校地の位置が偏っていると考えられることなど、校地としての構造的欠陥があり、学校と遺跡の併存により学童の学校生活上の安全に対して不確実性が増大するなど、運用上の欠陥があり、マイナスポイントが多いことから、総計にマイナスポイントが残りました。

旧長崎市立佐古小学校地は、『小学校施設整備指針』の記述に鑑みて、利点よりも欠点が多いとも言えます。

(2) 旧長崎市立仁田小学校地について

当校地は、地区の交通の要衝にあり、今後の都市計画上の改善が、将来的な利便の向上に直結し、また、歴史的旧市街と戦後になってより標高の高い丘陵地帯へと開けた住宅地域との境界に位置し、現代建築を受け入れる一定の歴史上、環境上の下地があり、地区の地形を活かした、合理的、効率的な現代的意義に秀でた学校建設や複合化に挑戦するにふさわしい立地と考えられ、地域やまちづくりの中核としての適性があり、旧佐古小校地地区と比較し、校地周囲地ともに地盤が安定していると考えられること、当校地に小学校を運営することで遺跡の破壊を免れ地域一帯の特色が保全できること、学校と遺跡の地が分離でき、学童の学校生活上の安全に対して不確実性が増大が緩和されることなど、プラスポイントが多くマイナスポイントも緩和されるなどから、総計が大幅にプラスポイントとなりました。

旧長崎市立仁田小学校地は、『小学校施設整備指針』の記述に鑑みて、利点が多く、決定的な欠点が少ないとも言えます。

(3)緊急時の避難場所としての両校地の運用について

注目される処は、旧長崎市立佐古小学校地が周辺地域より高地にあることで、高齢化した周辺地域の人々から、緊急時に登るのは不可能、緊急時には下に降りる、との声があり、近隣の道路も拡張され、港公園もある現状から、緊急時の避難場所としての有効性が限定的であることに対して、旧長崎市立仁田小学校地は、播鉢型の低地に位置して人が集まるに容易で、人口密集地であり、他に開けた場所もないので、緊急時の避難場所として、絶対的な必要があり、有効でもあると考えられる処です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡も整備されれば、緊急時の避難場所として運用できると考えます。

(4)旧長崎市立佐古小学校地の校地を削減して行われる校地外周道路拡張工事について

旧長崎市立佐古小学校地の地区は、佐古の丘の先端部の頂上に位置し、自動車交通上袋小路であり、地区に進入する車道は狭隘でその周囲は住宅密集地であるため大幅な拡張は困難と考えられます。

校地外周道路を拡張し、進入道路を拡張しても、当地区は袋小路であるため、小学校や周辺地域の緊急事態に対しての緊急車両等の活動への有用性はかなり限定的と考えられます。外周道路拡張による地区の利便性改善も地域の主要道路から離れていることもあり全体として改善は限定的と考えられます。

救急車両については、緊急車両を迂回して進入させるよりも、勅使坂より大徳寺を経由して担架を運用する方が早いのではないのでしょうか。

火災については緊急車両に頼らず、他の方法をも検討すべきと考えます。

(5)以上より、相対的比較上、旧長崎市立佐古小学校地よりも、旧長崎市立仁田小学校地に学校を運営する方が利点も多く、旧長崎市立佐古小学校地よりも、旧長崎市立仁田小学校地が小学校運営の適地であると考えられます。

III. 結論

私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護と保存と整備と活用の観点から、また、小学校施設運用上の利点が多く欠点が少ない旧長崎市立仁田小学校地に於いて、地域防災上の緊急避難先としても必要欠くべからざる地域の中核として必要な機能を備えた公共施設として複合化を実現した新しい長崎市立仁田佐古小学校を建設する措置を採用し、同時に、長崎市立佐古小学校地に於いては、遺跡を破壊して行う校地外周道路拡張工事を廃し、周囲の旧市街と当該遺跡ともども、地域一帯の特色を生かし、閑静ながら、現代に於いて旧を偲ぶことのできる、歴史上文化的景観の地として、長期的に真正性と完全性を備えた整備を実施する措置を講ずるよう要望します。

IV. 表1

『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況 三項対照表 数値置換計算表 抜粋

『小学校施設整備指針』より	旧佐古小校地に於ける状況			旧仁田小校地に於ける状況			
	A	記号	B	C=A×B	記号	D	E=A×D
第1章 総則 計	—	—	—	-40	—	—	71
第2章 施設計画 計	—	—	—	46	—	—	107
第3章 平面計画 計	—	—	—	—	—	—	—
第4章 各室設計 計	—	—	—	—	—	—	—
第5章 詳細設計 計	—	—	—	—	—	—	—
第6章 屋外設計 計	—	—	—	-1	—	—	22
第7章 構造設計 計	—	—	—	-34	—	—	64
第8章 設備設計 計	—	—	—	—	—	—	—
第9章 防犯 計	—	—	—	—	—	—	—
総 計	—	—	—	-29	—	—	264

以上

**『小学校施設整備指針』記載事項に対応する
旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表
数値置換計算表**

(小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部 より)

2017年(平成29年)6月18日 曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

『小学校施設整備指針』より	旧佐古小学校地に於ける状況			旧仁田小学校地に於ける状況			
	A	記号	B	C=A×B	記号	D	E=A×D
第1章 総則		—		0	—		0
第1節 学校施設整備の基本的方針		—		0	—		0
1 高機能且つ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備		—		0	—		0
地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や老人福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所」という)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
第2節 学校施設整備の課題への対応		—		0	—		0
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備		—		0	—		0
1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設整備		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
2 情報環境の充実		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
3 理科教育の充実のための施設		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
4 国際理解の推進のための施設		—		0	—		0
(1)外国語の指導、外国人児童の受け入れ、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設の計画を行うことが重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
(2)国際文化の理解、交流のために、和室など日本の伝統的な空間を計画することも有効である。	1	×	-2	-2	◎	3	3
5 総合的な学習の推進のための施設 (省略)		—		0	—		0
6 特別支援教育の推進のための施設 (省略)		—		0	—		0
7 義務教育学校等における施設 (省略)		—		0	—		0
第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備		—		0	—		0
1 生活の場としての施設		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
2 健康に配慮した施設		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
4 安全・防犯への対応		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
5 施設のバリアフリー対応		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
6 環境との共生		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
7 カウンセリングの充実のための施設		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
第3 地域と連携した施設整備		—		0	—		0
1 学校・家庭・地域の連携協力		—		0	—		0
(1)学校施設の計画に当たっては、学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画を行うことが重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
(2)(3) (省略)		—		0	—		0
(4)他の学校や公共施設との間で、避難場所としての防災機能の分担を行うことも有効である。	1	△	1	1	◎	3	3
2 学校開放のための施設環境		—		0	—		0
(1)児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう計画することが重要である。 また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民の積極的な利用の促進を図ることができるよう、地域住民との共同利用のできる施設として計画することも重要である。	3	×	-2	-6	△	1	3

(2)様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設となるよう計画することが重要である。	3	—	0	0	—	0	0
3 複合化への対応	—	—	—	0	—	—	0
(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
(2)地域の避難場所としての機能を計画する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。	3	△	1	3	○	2	6
(3)学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(4)より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。	1	○	2	2	○	2	2
第3節 学校施設整備の基本的留意事項	—	—	—	0	—	—	0
1 総合的・長期的な視点の必要性	—	—	—	0	—	—	0
(省略)	—	—	—	0	—	—	0
2 施設機能の設定	—	—	—	0	—	—	0
(省略)	—	—	—	0	—	—	0
3 計画的な整備の実施	—	—	—	0	—	—	0
(省略)	—	—	—	0	—	—	0
4 長期間有効に使うための施設整備の実施	—	—	—	0	—	—	0
(省略)	—	—	—	0	—	—	0
5 関係者の参画と理解・合意の形成	—	—	—	0	—	—	0
(1)当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとするとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。	1	×	-2	-2	◎	3	3
(2)(3) (省略)	—	—	—	0	—	—	0
6 地域の諸施設との有機的な連携	—	—	—	0	—	—	0
(1) (省略)	—	—	—	0	—	—	0
(2)学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、公共施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
7 整備期間中の学習・生活環境の確保	—	—	—	0	—	—	0
(省略)	—	—	—	0	—	—	0
第1章 総則 計	—	—	—	-40	—	—	71
第2章 施設計画	—	—	—	0	—	—	0
第1節 校地計画	—	—	—	0	—	—	0
第1 校地環境	—	—	—	0	—	—	0
1 安全な環境	—	—	—	0	—	—	0
(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(2)建物、屋外施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(4)校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。	3	×	-2	-6	◎	3	9
(5)死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。	2	△	1	2	△	1	2
2 健康で文化的な生活	—	—	—	0	—	—	0
(1)良好な日照及び空気を得ることができることが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(2)排水の便が良好であることが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(3)見晴らし、景観等が良好であることも有効である。	1	○	2	2	◎	3	3
3 適正な面積及び形状	—	—	—	0	—	—	0
(1)現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需用に十分対応することのできる面積の余裕があることが望ましい。	2	○	2	4	○	2	4

(2)まとまりのある適正な形状であることが望ましい。	2	○	2	4	○	2	4
第2 周辺環境		—		0	—		0
1 安全な環境		—		0	—		0
(1)頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(2)騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
2 教育上ふさわしい環境		—		0	—		0
(1)社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることができる施設に近接して立地することも有効である。	1	△	1	1	○	2	2
(2)学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。	1	△	1	1	○	2	2
(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(4)興行場法第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(5)射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(6)その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
第3 通学環境		—		0	—		0
1 通学区域		—		0	—		0
(1)児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。	2	×	-2	-4	△	1	2
(2)隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。	2	△	1	2	△	1	2
(3)通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。	2	×	-2	-4	△	1	2
2 通学経路		—		0	—		0
(1)交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。	2	△	1	2	△	1	2
(2)地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。	1	×	-2	-2	◎	3	3
第2節 配置計画		—		0	—		0
第1 全体配置		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
第2 校舎・屋内運動施設		—		0	—		0
1 建物配置		—		0	—		0
(1)建物の敷地は、盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず、かつ、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。	2	△	1	2	○	2	4
(2)(3)(4)(5)(6)(7) (省略)		—		0	—		0
2 建物構成		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
第3 屋外運動施設		—		0	—		0
1 施設位置		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
2 施設構成		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
第4 その他の施設		—		0	—		0
1 門		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
2 屋外教育環境施設		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
3 緑地		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
4 サービス施設		—		0	—		0
(1)訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置することが重要である。	3	○	2	6	○	2	6
(2) (省略)		—		0	—		0
5 その他		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0
第2章 施設計画 計				46			107
第3章 平面計画		—		0	—		0
(省略)		—		0	—		0

第3章 平面計画 計					0			0
第4章 各室設計 (省略)		—			0	—		0
第4章 各室設計 計					0			0
第5章 詳細設計 (省略)		—			0	—		0
第5章 詳細設計 計					0			0
第6章 屋外設計		—			0	—		0
第1 基本的事項		—			0	—		0
1 教育的環境の向上 (省略)		—			0	—		0
2 総合的な計画 (省略)		—			0	—		0
3 地域社会への貢献		—			0	—		0
(1) 周辺の町並み、景観、雰囲気等と調和し、かつ、地域社会の核としてふさわしい印象を与えるよう計画することが重要である。	3	×		-2	-6	○	2	6
(2) 学校開放などの地域との連携については、学校教育に支障を生じさせることなく、地域住民等が円滑に利用することができるよう計画することが望ましい。	2	×		-2	-4	○	2	4
第2 屋外運動施設 (省略)		—			0	—		0
第3 屋外教育環境施設 (省略)		—			0	—		0
第4 緑地		—			0	—		0
1 共通事項 (省略)		—			0	—		0
2 樹木		—			0	—		0
(1) 樹高の高い樹木をまとまりをもたせて校地周辺部、校舎周囲等に配植することも有効である。	1	△		1	1	—	0	0
(2)(3) (省略)		—			0	—		0
(4) 校地周辺部への樹木の配植は、周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するとともに、学校の持つ象徴的な役割を表現することができるよう計画することが望ましい。	2	×		-2	-4	—	0	0
(5)(6) (省略)		—			0	—		0
3 植え込み (省略)		—			0	—		0
4 芝生 (省略)		—			0	—		0
5 花壇 (省略)		—			0	—		0
6 生け垣 (省略)		—			0	—		0
第5 その他の屋外施設		—			0	—		0
1 門 (省略)		—			0	—		0
2 囲障等 (省略)		—			0	—		0
3 駐車場、自転車等駐車場		—			0	—		0
(1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。	3	○		2	6	○	2	6
(2) (省略)		—			0	—		0
(3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。	3	○		2	6	○	2	6
第6章 屋外設計 計					-1	—		22
第7章 構造設計		—			0	—		0
第1 基本的事項		—			0	—		0
1 安全性能 (省略)		—			0	—		0
2 耐久性能 (省略)		—			0	—		0
第2 上部構造		—			0	—		0
1 建物形状		—			0	—		0
(1) 変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせなよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。	3	×		-2	-6	○	2	6
(2) 省略		—			0	—		0
(3) 複数の構造種別を組み合わせる場合や不整形あるいは細長い形状の建物となる場合には、建物各部に不均衡な力が生じないように構造的に適切に分割して設計することが重要である。	3	×		-2	-6	○	2	6
2 鉛直力に対する設計 (省略)		—			0	—		0

3 地震・風による水平力に対する設計				0	—		0
(1)地盤状態や建物形状等に留意しつつ、当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(2)構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中等を生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(3) (省略)				0	—		0
(4)ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(5)各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分とることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。	2	×	-2	-4	○	2	4
(6)建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性能性状について十分検討することが重要である。	3	×	-2	-6	○	2	6
(7) (省略)				0	—		0
4 積雪に対する設計 (省略)				0	—		0
5 洪水、高潮、津波に対する設計 (省略)				0	—		0
6 その他 (省略)				0	—		0
第3 基礎				0	—		0
1 共通事項				0	—		0
(1)直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類を適切に設定することが重要である。	3	△	1	3	○	2	6
(2)構造的に一体となる建物は、基礎形式は1種類とし、良質かつ同一の地盤に支持されることが重要である。	3	△	1	3	○	2	6
(3)施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切な基礎工法を計画することが重要である。	3	×	-2	-6	—	0	0
2 鉛直力に対する設計				0	—		0
(1) (省略)				0	—		0
(2)杭基礎の場合においては、中間層の土質、支持層の地耐力等に応じ、十分な設置面積を確保し、断面形状を適切に設計することが重要である。	3	△	1	3	○	2	6
(3) (省略)				0	—		0
3 水平力に対する設計				0	—		0
(1)直接基礎の場合においては、雨水等による洗掘、寒冷地による凍上等に留意しつつ、水平力に対する抵抗を考慮し、基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。	3	△	1	3	○	2	6
(2)(3) (省略)				0	—		0
第4 既存施設の耐震化推進				0	—		0
(省略)				0	—		0
第5 その他				0	—		0
(省略)				0	—		0
第7章 構造設計 計				-34			64
第8章 設備設計				0	—		0
(省略)				0	—		0
第8章 設備設計 計				0			0
第9章 防犯				0	—		0
第1 基本的事項				0	—		0
(省略)				0	—		0
第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策				0	—		0
1 施設配置 (省略)				0	—		0
2 門 (省略)				0	—		0
3 囲障 (省略)				0	—		0
4 外灯 (省略)				0	—		0
5 植栽 (省略)				0	—		0
6 駐車場、自転車等駐車場 (省略)				0	—		0
第3 建物の防犯対策				0	—		0
(省略)				0	—		0
第4 防犯監視システムの導入				0	—		0
(省略)				0	—		0
第5 通報システムの導入				0	—		0
(省略)				0	—		0
第6 その他				0	—		0
(省略)				0	—		0
第9章 防犯 計				0			0
総計				-29			264

以上

『小学校施設整備指針』記載事項に対応する旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況及び旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況 三項対照表

(小学校施設整備指針:平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部 より)

2017年(平成29年)6月18日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

『小学校施設整備指針』より	旧長崎市立佐古小学校地に於ける状況	旧長崎市立仁田小学校地に於ける状況
第1章 総則	—	—
第1節 学校施設整備の基本的方針	—	—
1 高機能且つ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備 (省略)	—	—
2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 (省略)	—	—
3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備	—	—
地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や老人福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所」という)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。	<p>まちづくりの核、生涯学習の場としての活用は図られていない。現在旧仁田小学校正門前にあり学童にも親しまれている「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」と分断される。周囲を、旧市街の町割りや石垣、石段、石積みの塀などの惜日の様子が残る寄合町、長崎くんちで人気の中国貿易の名残を感じる伝統ある「蛇踊り」を保持する籠町、江戸期の「唐人屋敷」であった建物や町割り、石垣や天川しっくい、石段等に往時の風情が残る館内町、に囲まれる。歴史地区の中央、小さな丘の先端に、現在の計画図面からは、決して広くはない丘の頂部といった校地にぎりぎりの従来よりも面積が広く高さもある巨大で真四角な恐らくは真っ白な無機質で武骨なコンクリートの二つの建築物即ち校舎棟と体育館棟が出現する。</p> <p>私達は、新しい小学校が、高台に存在するが故に周囲の旧市街の風情を残す町並みからもよく見え、すぐその頭上に圧迫する違和感として君臨し、景観や町並み、即ち、ここでは貴重な歴史的な文化的景観を台無しにして破壊する存在になるのではないかと懸念する。</p> <p>本校地は、佐古の丘の先端部に位置し、袋小路であり、接近導入部が住宅密集地で道路が狭隘のため、現代生活上孤立するように見える。一方、生活環境は静かに保たれている。袋小路の為、地域内の道路拡張等の改善による利便の向上等の成果は限定的と考えられる。</p> <p>地区の主要道とやや隔たっているため都市計画上の改善が学童とその家族の学校生活上の利便の向上に直結しない。まちづくりの核としての立地は、旧仁田小校地に譲る。</p>	<p>現在旧仁田小学校正門前に「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」があり学童にも親しまれている。</p> <p>本校地は歴史上の様子が残る文化的景観の旧市街とこれより標高の高い丘陵の畑地、森林地帯に戦後開けた住宅地との境界に位置する。現代建築を受け入れる一定の歴史上、環境上の下地がある。</p> <p>地区の地形を活かした、合理的、効率的な現代的意義に秀でた学校建設に挑戦するにふさわしい立地と考える。</p> <p>旧来の主要道に地区で接合する稲田町8号線の竣工を視野に、可能ならば、長崎市立仁田佐古小学校と保育園、長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターの合築をも視野に入れ、又、地区隣接地に又は合築して小規模のスーパーなどを誘致し日常生活上の物資の調達機能を付加し、懸案となっている、市内中心部から戦後に標高の高い山稜地帯に広く開発された住宅地星取地区方面(即ち旧仁田小学校区)へのコミュニティバスの路線を敷設し、この地区に公共施設である小学校を中心とした地区の中心を形成することは都市計画として望ましいと考える。</p> <p>道路建設やコミュニティバスの導入等、都市計画上の改善の成果である利便の向上を直接享受することができる立地である。</p> <p>地区の主要道に隣接するため都市計画上の改善は学童とその家族の学校生活上の利便の向上に直結する。</p> <p>まちづくりの核としての立地は、旧佐古小校地に優れる。</p>
第2節 学校施設整備の課題への対応	—	—
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備	—	—
1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設整備 (省略)	—	—
2 情報環境の充実 (省略)	—	—
3 理科教育の充実のための施設 (省略)	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

4 国際理解の推進のための施設

(1)外国語の指導、外国人児童の受け入れ、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設の計画を行うことが重要である。

日本開国や長崎海軍伝習や養生所/(長崎)医学校等遺跡の歴史は、日本が国家として初めて体系的に西洋文明を受容し、体系的に科学と近代西洋技術を導入し、自律的に展開して世界にその成果を還元した歴史である。本校地である即ち養生所/(長崎)医学校等遺跡は、学識経験者に重要遺跡と認識され、世界遺産条約上の世界の文化遺産の定義に概念上包含される遺跡である。長崎市は本校地に現仁田佐古小学校の校舎等施設新築とこれを契機とした校地を削減して行う外周道路拡張工事を計画している。

この両開発行為によって、当該遺跡は壊滅する。長崎市は、医学の歴史の地で学童が学習することに係る向学心向上との教育効果に言及し、遺跡に、養生所/(長崎)医学校等の歴史上の意義を語り継ぎその場所を説明する役割を与えるために、遺跡の一部分を残しそのうちの一部分を顕在化すると説明する。

私達は、歴史と遺跡の実態に相応しい在り方として、遺跡全体の姿をそのまま残して佐古の丘の先端部の緩やかな傾斜地に段丘状に形成した土木造成の状態を現代になって失われた一部の部分について憶測の余地のない再建によってその全貌を提示し、学童に又訪れる人々に、遺跡とはなにか、そして、当時の様子を身近に感じていただける、保護と保存と整備と活用への措置を、長崎市に要望している。

私達は、説明に終わらず、遺跡という空間を体験し(当該遺跡の場合、完全な空間(完存))、時間上空間上の多様性を身近に感得することが、人々の、人類の諸事万端への理解と幸福への近道ではないかと考える。

第1章-第2節-第1-4に同じ。

日本開国や長崎海軍伝習や養生所/(長崎)医学校等遺跡の歴史は、日本が国家として初めて体系的に西洋文明を受容し、体系的に科学と近代西洋技術を導入し、自律的に展開して世界にその成果を還元した歴史である。本校地である即ち養生所/(長崎)医学校等遺跡は、学識経験者に重要遺跡と認識され、世界遺産条約上の世界の文化遺産の定義に概念上包含される遺跡である。長崎市は本校地に現仁田佐古小学校の校舎等施設新築とこれを契機とした校地を削減して行う外周道路拡張工事を計画している。

この両開発行為によって、当該遺跡は壊滅する。長崎市は、医学の歴史の地で学童が学習することに係る向学心向上との教育効果に言及し、遺跡に、養生所/(長崎)医学校等の歴史上の意義を語り継ぎその場所を説明する役割を与えるために、遺跡の一部分を残しそのうちの一部分を顕在化すると説明する。

私達は、歴史と遺跡の実態に相応しい在り方として、遺跡全体の姿をそのまま残して佐古の丘の先端部の緩やかな傾斜地に段丘状に形成した土木造成の状態を現代になって失われた一部の部分について憶測の余地のない再建によってその全貌を提示し、学童に又訪れる人々に、遺跡とはなにか、そして、当時の様子を身近に感じていただける、保護と保存と整備と活用への措置を、長崎市に要望している。

私達は、説明に終わらず、遺跡という空間を体験し(当該遺跡の場合、完全な空間(完存))、時間上空間上の多様性を身近に感得することが、人々の、人類の諸事万端への理解と幸福への近道ではないかと考える。

第1章-第2節-第1-4に同じ。

(2)国際文化の理解、交流のために、和室など日本の伝統的な空間を計画することも有効である。

5 総合的な学習の推進のための施設 (省略)

6 特別支援教育の推進のための施設 (省略)

7 義務教育学校等における施設 (省略)

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

(省略)

2 健康に配慮した施設

(省略)

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

(省略)

4 安全・防犯への対応

(省略)

5 施設のバリアフリー対応

(省略)

6 環境との共生

(省略)

7 カウンセリングの充実のための施設

(省略)

第3 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携協力

(1) 学校施設の計画に当たっては、学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画を行うことが重要である。

(2)(3) (省略)

(4) 他の学校や公共施設との間で、避難場所としての防災機能の分担を行うことも有効である。

2 学校開放のための施設環境

(1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう計画することが重要である。

また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民の積極的な利用の促進を図ることができるよう、地域住民との共同利用のできる施設として計画することも重要である。

(2) 様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理のしやすい施設となるよう計画することが重要である。

3 複合化への対応

(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。

(2) 地域の避難場所としての機能を計画する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。

(3) 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。

また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。

(4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第1章-第1節-3

第1章-第2節-第1-4に同じ。

長崎市の学校建設計画で避難場所として計画されている。遺跡も避難場所として活用することが可能である。但し、高台に立地するため、津波等への対応は良好だが、高齢化した現状からは、高台まで避難できない、との指摘もあり、その場合、周辺に家屋も比較的少なく、避難場所としての役割は限定的である。

本校地が、当該遺跡の地として整備されて公開されれば、世界中の不特定多数の訪問者が訪れると想定できる。学校施設と遺跡の保存と公開の同一地での併存には、学童の学校生活上の安全に対する不確実性が增大する。不確実性は世界対応のものとなり、安全配慮について容易に対応できないと推測する。当該遺跡を活かすならば、本地区は学校運営には向かないと考える。

本校地に小学校が建設されれば、現在、旧仁田小学校正門前にあり学童にも親しまれている「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」と分断される。

本校地が、学校施設と遺跡地として整備し公開する当該遺跡の保存と活用の同一地での併存には、学童の学校生活上の安全に対する世界対応の不確実性が増大し、安全配慮に容易に対応できない。当該遺跡を活かすならば、本地区は学校運営には向かないと考える。

避難場所としては、高台に立地するため、高齢化した現状、又、同じ高さの周辺に家屋が比較的少ないため、その役割は限定的と考えられる。

遺跡も避難場所として活用することが可能である。本校地への学校の建設は、遺跡の壊滅によって地域の特色を破壊し、建設によって歴史的町並みと文化的景観を破壊する。

本校地における、学校施設と当該遺跡の保存と整備と活用の併存、合築は、学童の学校生活上の安全に対する世界対応の不確実性が増大し、安全配慮に容易に対応できない。本併存、合築は学習環境に障害又は悪影響を及ぼすと考えられるため、併存、合築は避けなければならない。

保育園との合築等も考慮できる。

第1章-第1節-3

第1章-第2節-第1-4に同じ。

学校建設計画で避難場所として計画することが可能。本校地は、擂鉢状の小盆地を形成し、周辺に民家が密集し、他に大きな避難場所はないので、避難場所としての必要性は高い。標高があるため津波等にも安心である。周辺の低地に位置するため避難もしやすい。

当該遺跡の地としての佐古地区の影響は考えられるが、一定の距離を隔てるため、学童の学校生活上の不確実性の増加はやや限定的と想定する。従来にも増して、「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」との連携や、地区居住者の見守りが必要になると考える。

現在旧仁田小学校正門前に「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」があり学童にも親しまれている。当該遺跡の地としての佐古地区の影響は考えられるが、一定の距離を隔てるため、学童の学校生活上の不確実性の増加はやや限定的と想定する。学校建設では立地上多面的な複合化の可能性を有す。複合化の実現には、従来にも増して、「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」との連携や、地区居住者の見守りが必要になると考える。

本校地は、標高が高く、擂鉢状の小盆地の低部を形成して、集まりやすく、周辺に民家が密集し、他に大きな避難場所はないので、避難場所としての必要性と有効性は高い。本校地への学校の建設によって、佐古地区の遺跡の壊滅は免れ、佐古地区と周辺歴史地区の地域の特色と歴史的町並みと文化的景観を保持できる。

左のとおり、学校施設と当該遺跡の保存と整備と活用の併存、合築は学習環境に障害又は悪影響を及ぼすと考えられるため、併存、合築は避けなければならない。故に、当該遺跡の保存と整備と活用を実施する場合、学校建設は本校地になされなければならない。

保育園との合築も考えられる。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

(省略)

2 施設機能の設定

(省略)

3 計画的な整備の実施

(省略)

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

(省略)

5 関係者の参画と理解・合意の形成

(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとするとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。

養生所/(長崎)医学校等遺跡は歴史的な自然環境、都市施設としての形成とともに当地区の特色であり、教材でもであると考えられる。

私達は、近隣に学校建設の代替地として旧仁田小学校があることもあり、当該遺跡の壊滅となる本校地での学校建設とこれを契機とした校地を削減して行う校地外周道路拡幅工事の廃止を長崎市に要望している。

長崎市が計画している本校地における学校建設と当該遺跡の保存と活用の併存は、地区への世界からの不特定多数の見学者の流入を惹起し学童の学校生活の安全上の不確実性を増大する。

本校地は、丘の頂上の先端の袋小路であり、接近経路も一本で住宅が密集して狭隘である。外周道路を拡張しても利便の向上は限定される。

地区の新旧主要道路から距離があり、都市計画上の改善の成果の利便の向上は直接には及ばない。

本校地の地区は、旧市街に隣接するといえども、学校を建設する等、現代の役割を負荷するよりも、旧市街ともども歴史と遺跡を活かした特色ある地域づくりが相応しいと考える。

整備された当該遺跡は避難場所としても活用できる。しかしながら、本校地は周囲からは高台のため、高齢化した地区にとって、緊急避難場所としての有効性は限定的である。

私達は、長崎市に、当該遺跡を現状保存して整備し活用し、小学校を旧仁田小校地に建設あるいは運営するよう要望する。

旧仁田小学校正門前には「長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター」があり学童にも親しまれている。

本校地は歴史上の様子が残る文化的景観の旧市街とこれより標高の高い丘陵の畑地、森林地帯に戦後開けた住宅地との境界に位置し、現代建築を受け入れる一定の歴史上、環境上の下地がある。

地区の地形を活かした、合理的、効率的な現代的意義に秀でた学校建設に挑戦するにふさわしい立地と考える。新旧の主要道に接する本校地は多面的な複合化の可能性を有する。

本校地に、新しい小学校を中心とした教育と生活の地区の中枢を形成することは都市計画として望ましいと考える。道路建設やコミュニティバスの導入等、都市計画上の改善の成果である利便の向上を直接享受することができる立地にある。

本校地は、地区の主要道に接するため都市計画上の改善が学童とその家族の学校生活上の利便の向上に直結する。本校地は、周辺が住宅密集地であり、瘤鉢状の低部を構成して緊急時に集まりやすく、標高も高く、周辺に開けた土地もないため、緊急時の避難場所としての必要性和有効性が高い。

本校地は、現代の役割を付加したまちづくりの核としてふさわしい。

私達は、本校地に長崎市立仁田佐古小学校たる新しい小学校の建設を要望する。

(2)(3) (省略)

6 地域の諸施設との有機的な連携

(1) (省略)

(2) 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、公共施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

第1章-第3節-5-(1)と同じ。

第1章-第3節-5-(1)と同じ。

7 整備期間中の学習・生活環境の確保

(省略)

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。

(2)建物、屋外施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。

(4)校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。

(5)死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

岩盤が予想外に地下に遠いと聞く。杭の本数も倍増していると聞く。校地は傾斜地の造成のため地山と盛土が混在しており力学的均衡が悪い。盛土部分は雨水による土砂の流出も考えられる。運動場は現代に亘り数度の盛土が実施されていると推測できる。水平、垂直の力にねじれが生じやすいと推測でき、危険である。昭和30年代頃に運動場が陥没し地下に廃材が見えたと聞く。周囲地域の土地は元来畑地である。土止めの石垣も強固ではない。本校地の建物は外力に対して脆弱であると推測できる。

岩盤が予想外に地下に遠いと聞く。杭の本数も倍増していると聞く。校地は傾斜地の造成のため地山と盛土が混在しており力学的均衡が悪い。盛土部分は雨水による土砂の流出も考えられる。運動場は現代に亘り数度の盛土が実施されていると推測できる。水平、垂直の力にねじれが生じやすいと推測でき、危険である。昭和30年代頃に運動場が陥没し地下に廃材が見えたと聞く。周囲地域の土地は元来畑地である。土止めの石垣も強固ではない。本校地の建物は外力に対して脆弱であると推測できる。周辺の土壌は軟弱と推測できる。専門家から土壌汚染の可能性及び高い蓋然性が指摘されている。

本校地の外周道路は、袋小路であり、道路幅を拡張しても、交通効率は悪い。進入経路の入口も比較的狭隘である。外周道路を拡幅しても、緊急時に集中する車両、近接と行動と離脱への対応は非常な困難が予想される。半端な拡幅では緊急時に対応できないと推測する。外周道路拡幅以外の方法の検討が必要と考える。

校地が道路を介して、校舎・運動場敷地、講堂敷地二つに分かれており一つの渡り廊下で施設が連結されている。敷地が二分され、校庭に死角が生じやすい。周辺地域に不定形の路地が多く死角が多い。死角の発生には、多面的な対策が必要であると考え。

現在の校舎敷地は校舎建設の際に、丘陵頂部を8m程か掘削して建設用地の平面を形成している。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となつて、現在の平面が形成されているのではないだろうか。周囲の傾斜も西面の公園一長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター一保育園・体育館側面を除き比較上緩慢である。校地及び周囲地域の地盤は、左と比較して、安定していると考えられる。

現在の校舎敷地は校舎建設の際に、丘陵頂部を8m程か掘削して建設用地の平面を形成している。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となつて、現在の平面が形成されているのではないだろうか。周囲の傾斜も西面の公園一長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター一保育園・体育館側面を除き比較上緩慢である。校地及び周囲地域の地盤は、左と比較して、安定していると考えられ、掘削によって校地が形成されているため、原則として、埋蔵物も考えられず、過去の土地の利用状況から、土壌汚染も考えにくい。

旧来、地区の主要道路が小学校周辺を巻いて小学校敷地に隣接して通過し、正門まで、大型車の近接が可能である。加えて、現在、この主要道路に学校の側面で合流する稲田町8号線の整備が竣工を間近に控えている。今後、多方面からの緊急車両の近接、行動、多方面への離脱が直接に可能となり、緊急時の対応に、左と比較上格段に有利と考えられる。

旧来の主要道が小学校周辺を巻いているため、万一の小学校火災の際には、多方面からの放水が可能と考えられる。

校地が道路を介して現校舎敷地、講堂敷地、運動場・プール敷地の三つに分かれ二つの渡り廊下で施設と運動場が連結されている。しかし、一つは、保育園二階の講堂であり渡り廊下を通して屋内で連続するのみであるため、校庭の観点からは二分であり、校庭の死角は左と同様であるが、現校舎敷地と運動場/プール敷地が道路と住宅地を介して分離している点は、死角の発生に左と比較上不利である。周辺環境は左と比較上若干整理されているために死角の発生について左と比較上問題は小さい。施設設計においては、現運動場敷地を立体化するなど、現地の地形に合わせた工夫が有効であると考え。

2 健康で文化的な生活

- (1) 良好な日照及び空気を得ることができることが重要である。
- (2) 排水の便が良好であることが重要である。
- (3) 見晴らし、景観等が良好であることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需用に十分対応することのできる面積の余裕があることが望ましい。
- (2) まとまりのある適正な形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。

- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。

- (4) 興行場法第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

- (5) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。

- (6) その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

—	—
良い。	—
良い。	—
良い。	—
—	—
他に過去に於いて用地の飛地等の例があるなかで、難点はあるが良い。	—
—	—
他に過去に於いて用地の飛地等の例があるなかで、難点はあるが良い。	—
—	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
歴史的に医療系施設の地として活用されてきた経緯と比較して、単立の丘の先端地としての地形より、現在は、どちらかという孤立しているように見える。前述の通り、旧校外周道路を拡張しても全体から見ると、袋小路である為、現代的活用への効果は限定的である。現代的活用を考えるより、養生所/（長崎）医学校等遺跡、長期的には近接する長崎病院遺跡の取扱い、唐人屋敷との連携、寄合町の旧状が残る土地の造成や町割りの様子をも含めて歴史的資産を活かした都市計画の方が地域の特色を生かせる考える。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—
左に該当する施設は無い。	—
—	—

—	—
○ 良い。	—
○ 良い。	—
○ 特に良い。	—
—	—
○ 他に過去に於いて用地の飛地等の例があるなかで、難点はあるが良い。	—
—	—
○ 他に過去に於いて用地の飛地等の例があるなかで、難点はあるが良い。	—
—	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—
—	—
△ 旧長崎市立仁田小学校（現長崎市立仁田佐古小学校）正門前には、長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターがあり、学童用図書室や学童への卓球の指導等も行われ、現状にて、学童との交流も円滑である	—
△ 旧長崎市立仁田小学校（現長崎市立仁田佐古小学校）正門前には、長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターがあり、地域の連絡集会等も行われ、地域の中核として機能している。『当該小学校施設整備指針』には、小学校建設について、地域の基盤施設として位置付け、地域との連携が重視され、他の文教施設や地域の施設や取組との連携協力、相互利用、共同利用、学校開放、複合化、合築、又、さまざまな利用者に配慮した施設である事、が重視されている。	—
△ 旧来の主要道に地区で接合する稲田町8号線の竣工を視野に、可能ならば、長崎市立仁田佐古小学校と保育園、長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターの合築をも視野に入れ、又、地区隣接地に又は合築して小規模のスーパーなどを誘致し日常生活上の物資の調達機能を付加し、懸案となっている、市内中心部から戦後に標高の高い山稜地帯に広く開発された住宅地星取地区方面（即ち旧仁田小学校区）へのコミュニティバスの路線を敷設し、この地区に公共施設である小学校を中心とした地区の中心を形成することは都市計画として望ましいと考える。	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—
○ 左に該当する施設は無い。	—
—	—

第3 通学環境

1 通学区域

(1)児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

(2)隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。

(3)通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

(1)交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

(2)地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

現仁田佐古小校区:南北長3400m東西幅700m標高北辺2m一南方250m程、小学校所在:校区北辺から旧佐古小:500m標高34m程、旧仁田小750m標高55m程
旧仁田小から南端の星取山頂下へ小学校一年生が登り帰宅するのに徒歩1時間20分掛る、途中地獄坂と呼ばれる所もあり、真赤な顔をして通学している、毎日遠足だと考えると本当に可哀そうだ、と聞く。(距離2400m、標高差山谷超えて200m程)

旧佐古小迄となると、更に距離が延び、標高差も大きくなる。2017年(平成29年)5月16日から17日にかけて長崎市は大規模な学校統廃合計画を新聞発表しており、当校区の中学校も廃校となる予定が判明している。当校区は居住区域によって進学する中学校が二校に分かれることが予想される。

将来、小中と連続した教育環境を保持することが出来ない。

平成23年度現在 佐古小児童数:89人、学級数:6
平成23年度現在 仁田小児童数:220人、学級数:8
平成29年度推計 佐古小児童数:115人、学級数:6
平成29年度推計 仁田小児童数:232人、学級数:8
(平成23年第1回長崎市立小中学校適正配置検討会議平成23年8月19日(金)(資料))
旧佐古小の学童数が旧仁田小と比較し少ない。

通行する歩道の指定等により一定の危険回避が可能と考える。煩雑な通学環境を有し多面的な留意を要すると考える。両校は約250mと近接しており、旧仁田小学校の児童数が多く、総じて旧佐古小学校旧仁田小学校両校地への通学環境は類似している。

旧佐古小学校の校地は、養生所/(長崎)医学校等に由来し、同時に、その遺跡地でもある。旧佐古小学校の校地そのものが教育的な体験の場としても意義のあるものである。今後の遺跡整備により一層その意義が実感できるものとなるはずである。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その一部分を顕在化して残し、養生所/(長崎)医学校等の歴史上の意義を語り継ぎその場所を説明する役割を与えるのみに終わらず、遺跡全体の姿をそのまま残して憶測の余地のない土地の状態の再建によってその全貌を提示し、遺跡とはなにか、そして、当時の様子を身近に感じていただける、保護と保存と整備と活用への措置を、長崎市に要望している。遺跡の地である本旧佐古小校地に小学校が建設され、旧佐古小校地を削減して実施される旧佐古小校地外周道路建設工事が実施されれば、この遺跡は全面的に破壊されることとなる。

現仁田佐古小校区:南北長3400m東西幅700m標高北辺2m一南方250m程、小学校所在:校区北辺から旧佐古小:500m標高34m程、旧仁田小750m標高55m程
旧仁田小から南端の星取山頂下へ小学校一年生が登り帰宅するのに徒歩1時間20分掛る、途中地獄坂と呼ばれる所もあり、真赤な顔をして通学している、毎日遠足だと考えると本当に可哀そうだ、と聞く。(距離2400m、標高差山谷超えて200m程)

旧仁田小の方が校区中心に近い。2017年(平成29年)5月16日から17日にかけて長崎市は大規模な学校統廃合計画を新聞発表しており、当校区の中学校も廃校となる予定が判明している。当校区は居住区域によって進学する中学校が二校に分かれることが予想される。

将来、小中と連続した教育環境を保持することが出来ない。

平成23年度現在 佐古小児童数:89人、学級数:6
平成23年度現在 仁田小児童数:220人、学級数:8
平成29年度推計 佐古小児童数:115人、学級数:6
平成29年度推計 仁田小児童数:232人、学級数:8
(平成23年第1回長崎市立小中学校適正配置検討会議平成23年8月19日(金)(資料))
旧仁田小の学童数が旧佐古小と比較し多い。

通行する歩道の指定等により一定の危険回避が可能と考える。煩雑な通学環境を有し多面的な留意を要すると考える。両校は約250mと近接しており、旧仁田小学校の児童数が多く、総じて旧佐古小学校旧仁田小学校両校地への通学環境は類似している。

旧佐古小学校の校地は、養生所/(長崎)医学校等に由来し、同時に、その遺跡地でもある。旧佐古小学校の校地そのものが教育的な体験の場としても意義のあるものである。今後の遺跡整備により一層その意義が実感できるものとなるはずである。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その一部分を顕在化して残し、養生所/(長崎)医学校等の歴史上の意義を語り継ぎその場所を説明する役割を与えるのみに終わらず、遺跡全体の姿をそのまま残して憶測の余地のない土地の状態の再建によってその全貌を提示し、遺跡とはなにか、そして、当時の様子を身近に感じていただける、保護と保存と整備と活用への措置を、長崎市に要望している。遺跡の地である旧佐古小校地への小学校建設を避け、旧佐古小校地を削減して実施される旧佐古小校地外周道路拡幅工事を廃止し、本旧仁田小校地に小学校を建設又は運営すれば、この遺跡は全面的に保存されることとなる。

第2節 配置計画

第1 全体配置

(省略)

第2 校舎・屋内運動施設

1 建物配置

(1) 建物の敷地は、盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず、かつ、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。

当該校地敷地は全面が養生所から(長崎)医学校の時代に掛けて高い部分を掘削して低い部分に土を移して盛土して、さらに、現代では、昭和25年の分析究理所解体の際にその土台の北3/4程を削平して運動場に盛土し、最後の鉄筋校舎建設の際に部分的に建設平面の北側に盛土をして建設平面を拡張し、現在の平面を形成していると考えられる。本校地の平面は常に地山と盛土が混在しており、基礎に対して力の影響が複雑であり、地盤は安定性を欠くと考える。長崎市の学校建設計画では建物の建設はいずれも地山と盛土部分に複雑に跨っていると考えられ、盛土部分は現状において雨水等による洗掘が発生していると考えられる。

当該校地敷地のうち校舎敷地は戦後に8m程か掘削して平面を形成しており地盤は安定していると考えられる。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となって、現在の平面が形成されているのではないだろうか。
△ 左と比較して本校地の地盤は安定していると考える。

(2)(3)(4)(5)(6)(7) (省略)

2 建物構成

(省略)

第3 屋外運動施設

1 施設位置

(省略)

2 施設構成

(省略)

第4 その他の施設

1 門

(省略)

2 屋外教育環境施設

(省略)

3 緑地

(省略)

4 サービス施設

(1) 訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置することが重要である。

建設計画では、一時駐車場としてのサービスエリアが準備されている。

○ 現校舎の地下等に、一時駐車場としてのサービスエリアが準備できるのではないだろうか。

(2) (省略)

5 その他

(省略)

第3章 平面計画

(省略)

第4章 各室設計

(省略)

第5章 詳細設計

(省略)

第6章 屋外設計

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上 (省略)

2 総合的な計画 (省略)

3 地域社会への貢献

(1) 周辺の町並み、景観、雰囲気等と調和し、かつ、地域社会の核としてふさわしい印象を与えるよう計画することが重要である。

(2) 学校開放などの地域との連携については、学校教育に支障を生じさせることなく、地域住民等が円滑に利用することができるよう計画することが望ましい。

本校地そのものが養生所/(長崎)医学校等遺跡であり、周辺は歴史上の様子が残る文化的景観の旧市街である。本校地への学校建設と校地を削減して行う校地外周道路拡幅の工事は、全面的な遺跡の破壊であり、周辺から視界に入る高台の丘の先端部に周辺環境と比較上巨大な現代建築が相応しいとは考えられない。本校地への新しい巨大な現代建築の建設は、周辺の町並み、景観、雰囲気等を破壊し、かつ、周辺一帯の地域社会の特色を顧みず破壊するものとする。

本校地は、旧市街から近いとはいえ、現代生活上は丘の上の先端部に孤立する感があり、校地外周道路が拡張されたとしても袋小路である現状は変わらず、校地への近接導入部が住宅密集地であることから校地への近接導入道路について大幅な道路拡張は期待できず、地区の旧来からの主要道路やこれに接続する竣工間近の稲田町8号線からも外れ、利便性が高いとは言えず、校区全体の中心からは大きく外れている。

地理的条件から、道路拡張やコミュニティバスの導入等、現代生活上、都市計画上の改善が校地の利便向上に直接に結びつかない。

地域との連携、学校教育、地域住民の円滑な利用、その他、学童とその家族の学校生活上の利便、いずれの観点からも、将来に亘って、旧仁田校地に劣り続けると考える。

本校地は歴史上の様子が残る文化的景観の旧市街とこれより標高の高い丘陵の畑地、森林地帯に戦後開けた住宅地との境界に位置する。一定の現代建築を受け入れる歴史上、環境上の下地がある。
× 地区の地形を活かした、合理的、効率的な現代的意義に秀でた学校建設に挑戦するにふさわしい立地と考える。

本校地は、地区の旧来からの主要道路やこれに接続する竣工間近の稲田町8号線に直結し、現状でも正門まで大型車両が近接可能である。現在、現仁田佐古小の校区には公共交通が運行されていないが、将来、地区の南北を縦貫するコミュニティバスの運行が実現すれば、学童とその家族の小学校生活上の利便は飛躍的に改善されると考えられる。道路拡張やコミュニティバスの導入等、現代生活上、都市計画上の改善が校地の利便向上に直接に結びつく。
× 地域との連携、学校教育、地域住民の円滑な利用、その他、学童とその家族の学校生活上の利便、いずれの観点からも、将来に亘って左と比較して断然有利であると考えられる。

第2 屋外運動施設 (省略)

第3 屋外教育環境施設 (省略)

第4 緑地

1 共通事項 (省略)

2 樹木

(1) 樹高の高い樹木をまとまりをもたせて校地周辺部、校舎周囲等に配植することも有効である。

大きな面積の広い校舎と校地外周道路拡幅による校地の削減、門入施設、大きな面積の広い体育館棟等により、校庭が圧迫され、まとまりのある樹高の高い樹木の配植が不可能なのではないか、と懸念する。

(2)(3) (省略)

(4) 校地周辺部への樹木の配植は、周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するとともに、学校の持つ象徴的な役割を表現することができるよう計画することが望ましい。

地区居住者から、校地外周道路拡幅工事について「この地区は風が強い。壁が遠くなるとなおさら風が強くなって困る。みんな(住めなくなって)ここからいなくなるのではないかと。道はこのままでいい。いやだ。」と苦情を聴く。校地周辺部の塀も樹木も暑い日は直射日光を遮り、風の強い日は風を遮り、地区の生活に無くてはならないものと感じる。
× 新しい学校となって、道は広がり、塀は防犯のために視線と風が通るものとなり、校庭の周囲から樹木がなくなるのではないかと心配している。

(5)(6) (省略)

3 植え込み

(省略)

4 芝生

(省略)

5 花壇

(省略)

6 生け垣

(省略)

第5 その他の屋外施設

1 門

(省略)

2 囲障等

(省略)

3 駐車場、自転車等駐車場

(1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。

(2) (省略)

(3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。

長崎市の小学校建設計画において計画されている。

モニター等を介した監視・通報システムの導入も考えられる。

○ 小学校建設計画において校舎の地下等に駐車場等を計画することも可能と考える。

○ モニター等を介した監視・通報システムの導入も考えられる。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性能

(省略)

2 耐久性能

(省略)

第2 上部構造

1 建物形状

(1)変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせなよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。

(2)省略

(3)複数の構造種別を組み合わせる場合や不整形あるいは細長い形状の建物となる場合には、建物各部に不均衡な力が生じないように構造的に適切に分割して設計することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

(省略)

3 地震・風による水平力に対する設計

(1)地盤状態や建物形状等に留意しつつ、当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。

(2)構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中を生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。

(3) (省略)

(4)ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。

(5)各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分とることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。

当該校地敷地は全面が養生所から(長崎)医学校の時代に掛けて高い部分を掘削して低い部分に土を移して盛土して、さらに、現代では、昭和25年の分析究理所解体の際にその土台の北3/4程を削平して運動場に盛土し、最後の鉄筋校舎建設の際に部分的に建設平面の北側に盛土をして建設平面を拡張し、現在の平面を形成していると考えられる。本校地の平面は常に地山と盛土が混在しており、基礎に対して力の影響が複雑であり、地盤は安定性を欠くと考える。長崎市は本校地に計画進行中の学校建設について、長崎市によって当該遺跡のうち旧講堂棟敷地について行われた平成27年度、平成28年度の発掘調査で検出出土した近世末期から近代に係る養生所の病院から梅毒病院一小島病院へ至る期間の各建物の基礎と考えられる遺構に関して、新しい体育館棟建設でピロティ形式を採用し柱の建設において遺構を避け、学校建設と遺構の保存の両立を実現し、原則埋戻し保存し、一部露出保存して見学に資する、との方針説明を公表している。各時代に亘る遺構は複雑な切り合いを見せながら、敷地全面に近く存在している。事実上、この遺構群を避けて基礎を形成し構造的に均衡のとれた建築を実現することは非現実的と考える。ピロティ形式については構造上の弱点が指摘される処である。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

当該校地敷地のうち校舎敷地は戦後に8m程か掘削して平面を形成しており地盤は安定していると考えられる。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となって、現在の平面が形成されているのではないだろうか。左と比較して本校地の地盤は安定していると考えられる。建物の地下に駐車場等を設置する場合でも、敷地の高低差を利用して、地盤に対し一定の建築物の接地を確保することが可能と考える。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

(6) 建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性能性状について十分検討することが重要である。

(7) (省略)

4 積雪に対する設計 (省略)

5 洪水、高潮、津波に対する設計 (省略)

6 その他 (省略)

第3 基礎

1 共通事項

(1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類を適切に設定することが重要である。

(2) 構造的に一体となる建物は、基礎形式は1種類とし、良質かつ同一の地盤に支持されることが重要である。

(3) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切な基礎工法を計画することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

(1) (省略)

(2) 杭基礎の場合においては、中間層の土質、支持層の地耐力等に応じ、十分な設置面積を確保し、断面形状を適切に設計することが重要である。

(3) (省略)

3 水平力に対する設計

(1) 直接基礎の場合においては、雨水等による洗掘、寒冷地による凍上等に留意しつつ、水平力に対する抵抗を考慮し、基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。

(2)(3) (省略)

第7章-第2-1-(1)に同じ。

当該校地敷地は全面が養生所から(長崎)医学校の時代に掛けて高い部分を掘削して低い部分に土を移して盛土して、さらに、現代では、昭和25年の分析究理所解体の際にその土台の北3/4程を削平して運動場に盛土し、最後の鉄筋校舎建設の際に部分的に建設平面の北側に盛土をして建設平面を拡張し、現在の平面を形成していると考えられる。本校地の平面は常に地山と盛土が混在しており、基礎に対して力の影響が複雑であり、地盤は安定性を欠くと考える。

第7章-第3-1-(1)に同じ。

本校地の周囲地域は近世からの畑地にほぼそのまま近代に入ってから住宅を建築したものと考えられる。地盤は軟弱で、土止めの石垣は脆弱と考えられる。重機を用い、又は、岩盤が遠いために狭い平面に多量に用いる杭打ちの作業と地盤の膨張に、現代の工法に、周囲地域の状態が、十分に耐え得るとは考えにくい。

第7章-第3-1-(1)に同じ。

当該校地敷地は全面が養生所から(長崎)医学校の時代に掛けて高い部分を掘削して低い部分に土を移して盛土して、さらに、現代では、昭和25年の分析究理所解体の際にその土台の北3/4程を削平して運動場に盛土し、最後の鉄筋校舎建設の際に部分的に建設平面の北側に盛土をして建設平面を拡張し、現在の平面を形成していると考えられる。当該校地敷地の盛土部分に施された石垣の状態から、また、講堂棟解体工事期間中に当該敷地の石垣の一つの石材の亀裂の幅に動揺があったように観察したこと、同期間中に前亀裂石材の近くの石材角部分に剥離が生ずる等、石垣の力のかかり方に変動があったことから、当該校地敷地内盛土部分には雨水等による洗掘等による経年変動があると考えられる。本校地の平面は常に地山と盛土が混在しており、基礎に対して力の影響が複雑であり、地盤は安定性を欠くと考える。

第7章-第2-1-(1)に同じ。

当該校地敷地のうち校舎敷地は戦後に8m程か掘削して平面を形成しており地盤は安定していると考えられる。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となって、現在の平面が形成されているのではないだろうか。左と比較して本校地の地盤は安定していると考える。

第7章-第3-1-(1)に同じ。

当該校地敷地のうち校舎敷地は戦後に8m程か掘削して平面を形成しており地盤は安定していると考えられる。周囲地の傾斜は西面は左と同様急峻だが他は左と比較上緩やかである。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となって、現在の平面が形成されているのではないだろうか。左と比較上本校地と周囲地の地盤は安定していると考える。

第7章-第3-1-(1)に同じ。

当該校地敷地のうち校舎敷地は戦後に8m程か掘削して平面を形成しており地盤は安定していると考えられる。運動場及びプール敷地については筆者には不明であるが、畑地として活用されてきた旧来の土地の状態が基盤となって、現在の平面が形成されているのではないだろうか。左と比較して本校地の地盤は安定していると考える。

第4 既存施設の耐震化推進

(省略)

第5 その他

(省略)

第8章 設備設計

(省略)

第9章 防犯

第1 基本的事項

(省略)

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

1 施設配置

(省略)

2 門

(省略)

3 圍障

(省略)

4 外灯

(省略)

5 植栽

(省略)

6 駐車場、自転車等駐車場

(省略)

第3 建物の防犯対策

(省略)

第4 防犯監視システムの導入

(省略)

第5 通報システムの導入

(省略)

第6 その他

(省略)

以上

「日本遺産(Japan Heritage)」について

文化庁のhomepageより

2018年(平成30年)3月6日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 「日本遺産(Japan Heritage)」とは

(1) 我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定

「日本遺産(Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

(2) 世界遺産や指定文化財との違い

世界遺産登録や文化財指定は、いずれも登録・指定される文化財(文化遺産)の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするものです。一方で日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている点に違いがあります。

(3) 認定による効果

「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再認識や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えています。

(4) これまでに認定された「日本遺産(Japan Heritage)」

▶これまでに認定された「日本遺産(Japan Heritage)」一覧

2. 「日本遺産(Japan Heritage)」の認定

(1) 認定に当たって

「日本遺産」として認定するストーリーは、次の3点を踏まえた内容とします。

- 1 歴史的経緯や地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーであること。
- 2 ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。
- 3 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。
日本遺産として認定するストーリーには次の2種類があります。
 - ・単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」
 - ・複数の市町村にまたがってストーリーが展開「シリアル型(ネットワーク型)」また、ストーリーを語る上で不可欠な文化財群には、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財を対象とすることができ、地方指定や未指定の文化財も含めることができますが、国指定・選定文化財を必ず一つは含めることとする必要があります。

(2) 認定申請の手続き

年に一回、文化庁が都道府県教育委員会を通じて、「日本遺産」認定の希望に関する募集を行います。

1 申請者

日本遺産の申請者は市町村とし、文化庁への申請は都道府県教育委員会を經由して提出してもらいます。

シリアル型の場合、原則として市町村の連名としますが、当該市町村が同一都道府県内に所在する場合は当該都道府県が申請者となることも可能です。

2 認定申請を行うに当たっての条件

地域型での申請に当たっては、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村、若しくは世界文化遺産一覧表記載案件又は世界文化遺産暫定一覧表記載・候補案件を有する市町村であることが条件となります。

(3) 日本遺産審査委員会による審査

提出されたストーリーは、日本遺産審査委員会において、以下の審査基準に基づく審査を経て、「日本遺産」に認定されます。

・認定基準

- 1 ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
- 2 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像(ビジョン)と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること。
- 3 ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること。

3. 「日本遺産」のロゴマークについて

文化庁が認定する「日本遺産」にて表示いただくとともに各種パンフレットなどにおいて表示することにより、日本の魅力溢れる文化・伝統が世界に発信されるべく、「日本遺産」のロゴマークを決定しました。

4. 日本遺産を通じた地域活性化への支援

日本遺産として認定されたストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化については、「日本遺産魅力発信事業」として、日本遺産に関する(1)情報発信・人材育成、(2)普及啓発事業、(3)調査研究事業、(4)公開活用のための整備に対して文化芸術振興費補助金を交付するなど、文化庁が積極的に支援します。

5. 「日本遺産」事業の創設に至るまで

文化庁では、日本遺産魅力発信推進事業を創設するに当たり、委託による「日本遺産」調査研究事業を実施し、報告書として取りまとめました。